



誰も置き去りにしない!

*Leave no one behind!*

彩とりどりの  
子どもたち

秦野市と東海大学の連携による多文化共生推進プロジェクト  
(2019年度東海大学連合後援会研究助成金地域連携部門採択課題)  
報告書



## はじめに

私たち「彩とりどりの子どもたち」  
チーム(\*)は、2019年度に  
東海大学連合後援会より  
地域連携部門の研究助成金をいただき、  
1年間にわたって秦野市やその他近隣の市町、  
そして神奈川県において  
外国籍の児童生徒を支援する多文化共生の  
活動を実施いたしました。

\*正式名称：  
秦野市と東海大学の  
連携による  
多文化共生推進  
プロジェクトチーム



色々反省点もありますが、  
来年度以降もこの活動を続けていくための  
重要な気づきがたくさんある1年間でした。  
これから力を合わせて一緒に  
やっていくことのできる、  
素晴らしいネットワークも生まれたと思います。  
皆様にこの活動のことを知っていただき、  
さらに活動の輪を広げていくことができるよう、  
この1年間の活動の内容を  
報告する冊子を作成いたしました。  
今後とも、なお一層のご指導、ご協力をいただ  
けますよう、お願いいたします。

- p.1 はじめに
- p.2 彩とりどりの地域づくりへの提言
- p.11 保護者への聞き取り調査・  
教員研修でのワークショップ
- p.15 「ゆう」の活動紹介
- p.18 資料1  
「日本語教育の推進に関する  
国の基本方針」への10の提言
- p.27 資料2  
「日本語教育の推進に関する  
国の基本方針」への10の提言(要約)
- p.29 資料3  
日本語教育の推進に関する法律
- p.32 資料4  
外国人集住都市会議うえだ2019  
「うえだ宣言」
- p.33 資料5  
東海大学地域連携誌『ちえん』(湘南版)
- p.35 資料6  
ぺんきょう・にほんご ボランティア教室

2020年3月31日  
「彩とりどりの子どもたち」  
プロジェクトチーム



お問合せ E-mail.

[irotoridori2019@googlegroups.com](mailto:irotoridori2019@googlegroups.com)

2020年3月31日発行  
秦野市と東海大学の連携による  
多文化共生推進プロジェクトチーム  
東海大学教養学部国際学科  
小貫大輔  
〒259-1292  
神奈川県平塚市北金目4-1-1  
**tel.**  
0463-58-1211

design hiroyuki hashiguchi  
hikari onuki  
illustration yuki hashiguchi



## 多文化共生推進プロジェクト

# 彩とりどりの地域づくりへの提言

小貫 大輔 東海大学教養学部国際学科教授  
CRI- チルドレンズ・リソース・インターナショナル運営委員

川原 翼 秦野市立渋沢小学校教諭  
CRI- チルドレンズ・リソース・インターナショナル代表運営委員

## プロローグ： マルシオ牧師からの SOS

2018 年、初夏

「(キリスト教)教会に新しく来るブラジル人がとって増えている。日本語もほとんど話せなくて、彼らは大変困っている。」

私たちのところに、秦野市にあるブラジル人教会の上山マルシオ牧師からの SOS が舞い込んできました。私たち(川原翼と小貫大輔)は、日本のブラジル人コミュニティを支援する CRI(\*1) というグループと一緒にやっている仲間です。マルシオ牧師の声は、外国籍の児童生徒を支援する市民グループ「ゆう」(\*2)を通じて私たちのところに届いたのでした。

マルシオ牧師によると、教会では、新規に日本に移住してきたブラジル人がここへ来て急増していて、たいがいは日本語がまったく話せずたいへん苦労しているとのこと。子どもを連れて来日した家庭も多く、公立学校にうまく適応できずにいる子どもたちが何人もいます。マルシオ牧師は、そんな状況を見かねて通訳ボランティアを申し出たのですが、「通訳は間に合っています」と言われてしまったそうです。

秦野市は市内にたくさんの工場を抱えることから、外国籍の労働者が多く暮らしている自治体です。当時はまさに入管法の改定が議論されていた時期で、外国ルーツの市民やその子どもたちがさらに増えていくことも予想されました。グ

ループ「ゆう」のメンバーたちは、マルシオさんのような当事者と、学校や教育委員会との間を取り持てたら、みんなが WinWin な関係を築けるのではないか、と模索していました。

そこで、東海大学、CRI、「ゆう」の三者が協力して、とにかく現状について理解するための勉強会を開催しようということになりました。勉強会の名前は「彩とりどりのはだの」として、その第一回目を 2018 年の 8 月 27 日に開催することとなりました。

## 「彩とりどりのはだの」 勉強会

「彩とりどり」という名前は、「ゆう」と協力する学生のボランティアサークル TICC(\*3) が使っていた言葉です。学生たちに断って拝借しました。様々な個性(彩、カラー)をもつ人たちが、みんな生き生きと生きていけるような社会のあり方を願う思いが込められています。秦野市に住む「すべての子どもたち」が幸せに暮らせるために、何が必要とされているのか……、学習支援のグループと当事者の外国人たち、公立学校の先生たち、市の担当者、その他の関係者が集まって一緒に考えてみよう、というのがこの勉強会の目的でした。

第一回の勉強会には 20 名ほどの参加があり、生き生きとした意見交換がされました。とても好評だったので、もっと輪を拡げて議論したいと

\* 1

**CRI**

日本とブラジルの両国で活動するボランティア団体。1988 年創設。サンパウロのファヴェーラでのボランティア活動と、そこで働いて帰国した者による日本のブラジル人コミュニティへの支援活動を続けている。正式名称は CRI- チルドレンズ・リソース・インターナショナル。

\* 2

**「ゆう」**

正式名称は「はだの子ども支援プロジェクト ゆう」。秦野市、伊勢原市、中井町などで外国籍児童生徒を支援する市民グループ。詳しくは p.15 の記事を参照のこと。

\* 3

**TICC**

**(Tokai International Communication Club)**

東海大学チャレンジセンター所属の学生サークルプロジェクト。「ゆう」と協力して、秦野市で外国籍児童生徒のための学習支援教室でのボランティア活動を続けている。「ゆう」と協力する学生団体には、そのほかにベイジョ・メ・リーガ、プロッサム、サンフラワーなどのグループがある。

**CRI- チルドレンズ・リソース・インターナショナル** より参加

小貫 大輔 東海大学 教養学部国際学科 教授

川原 翼 秦野市立 渋沢小学校 教諭

**はだの子ども支援プロジェクト ゆう** より参加

三田村 晴美 「ゆう」事務局代表

田口 香奈恵 東海大学 国際教育センター 留学生支援教育部門 准教授

山森 理恵 同上 非常勤講師

妻鹿 ふみ子 東海大学 健康学部 健康マネジメント学科 教授

考え、第二回目の勉強会を開くことにしました。2019年の年明け早々、1月7日に開かれた第2回「彩とりどりのはだの」には、およそ50名の参加者がありました。参加者は多様で、市議会議員や市役所の関係者、公立の小中学校の教員も来てくれて、海外ルーツの市民の皆さん、ボランティアグループの関係者や大学の教員や学生たちと、それぞれの立場から感じていることや考えていることを共有しあいました。

グループごとの話し合いの結果を発表してもらったところ、以下の5つのポイントが「今必要とされていること」として浮き上がってきました。

1. (大人や家庭へ向けた) 日本語学習のための活動
2. (子どもへ向けた) 母語・母文化継承のための活動
3. (学校や市など公的機関の職員に向けた) 多文化研修
4. インターネットを有効に活用した情報提供と、諸々の公的な手続きのデジタル化
5. 行政機関、教育機関、外国人当事者、市民グループや大学の間の連携の構築

勉強会を主催したメンバーたちは、これらの提案をなんとか具体化できないかと模索を始めました。幸い、東海大学は地域連携センターを通じて、大学と近隣の市町の連携を深める活動を推進しています。地域連携センターとの協働で、東海大学連合後援会という組織から助成金もいただけることになって、2020年度に取り組んだのが「秦野市と東海大学の連携による多文化共生推進プロジェクト」(別名「彩とりどりの子どもたち」)でした。

## 「彩とりどりの子どもたち」プロジェクトの歩み

プロジェクトの主要メンバーたちは、まず地域の外国籍市民たちの声をしっかり聞いてみようと考えました。特に子どもの教育に絞って、何か困っていることはないか、うまく成功した経験でシェアできることはないかなど、いろいろと聞いてみることから始めました。



2019年1月7日に開催された第2回「彩とりどりのはだの」勉強会

保護者たちからは、「お手紙が多すぎて読めない!」という声や、「親として、学校でやっていることについてもっと知りたい。そうでないと、家庭で子どものサポートができない」といった訴えが聞かれました。多くが、日本の学校文化が理解できない、先生たちとのコミュニケーションがうまくいかない、といった問題を感じているようでした。「本当はいけないことなのかもしれないけれど、家庭訪問に来てくれた担任の先生に祖国の料理の夕飯をご馳走した。おかげでとても心が打ち解け、安心して相談できるようになった」という保護者もいました。





\* 4  
 秦野市立南小学校での  
 教員研修。先生たちに  
 日々の取り組みについて  
 話し合ってもらった。

教職員向けには、秦野市教育委員会と協力してワークショップを2回開きました。また、市の教育部長・各担当課の課長や指導主事の皆さんとの意見交換会も開きました。教職員向けのワークショップには、市内の小中学校や幼稚園・保育園・子ども園の教職員の皆さんが、各回60人以上も参加してくれました(\*4)。そういった場で聞く先生たちの声も、また保護者とのコミュニケーションの難しさを訴えるものが多くありました。

興味深かったのは、先生方を感じるコミュニケーションの問題は、「連絡なく学校を休む」、「給食費などの支払いが滞る」など、保護者の側から言われることとは焦点が異なるという点でした。(詳しい分析は、p.11を参照のこと)

## 全国の先進的な取り組み について学ぶ

夏休み最後の日曜日8月25日には、愛知淑徳大学の小島祥美准教授を秦野にお迎えして、「未来の日本を担う《外国につながる》子どもたちのために」と題する講演会とワークショップを開催しました(\*5)。小島先生は、大学院生時代に岐阜県の可児市の教育委員会に入りこんで、外国籍の子どもたちの不就学調査をおこない(2003年~2005年)、その結果を踏まえて市が全国で初めての「不就学ゼロ宣言」を出すことにまでつなげた経験のある人です。

日本では外国籍の子どもには「就学の義務がな

い」とされ、ほとんどの自治体で就学の実態さえ把握されていないのが現状です。可児市では、小島先生の熱意に押されて市と県(岐阜県)が動き、可児市国際交流協会のボランティアが就学状況不明の子どもたちの家庭を一軒一軒回って、多くの子どもが不就学状態にあることを突き止めました。その中には、中学生年齢で児童労働をしている子どももたくさんいたそうです。この調査の後、可児市は「不就学ゼロ宣言」を出し、海外から到着した子どもたちが学校に入る前の準備教育をおこなう初期指導教室を立ち上げるなど、先進的な取り組みを次々と打ち出してきました。

大学の教員となってからは他の自治体でも活動するようになり、全国の先進的な取り組みに詳しく、文科省の様々な委員会の委員も務める小島先生の講演は、私たちの活動へのヒントとなるアイデアでいっぱいでした。そして、何しろ「情熱的」の上にチョーがつく、その話ぶりに引き込まれました。小島先生は語気を強めて、次のように言いました。

「外国人の子どもたちが学校に行けなくなる本当の理由は、自分の存在を認めてもらえないからなんです！」

日本人も外国人も関係なく、すべての子どもが、世界に唯一のかけがえのない存在として認め



\* 5  
 「未来の日本を担う  
 《外国につながる》  
 子どもたちのために」  
 講演会とワークショップの  
 ポスター(第3回  
 「彩とりどりはのだの」勉強会)



\* 5  
 パワフルな小島祥美先生に  
 圧倒されました!



られること、持って生まれた個性を伸ばして自分らしい人生を生きられること……、そのためにこそ、学校や地域、行政が垣根を超えて連携しなければいけないんだ、日本語教育や学習支援って人権を守る活動なんだ、というメッセージが熱く伝わりました。講演会の会場はハートフルな連帯感で包まれ、参加者は、その後に続いたワークショップでもお互いの想いを熱心に共有してくれました。

小島先生は、2020年の1月にも、秦野市教育委員会の招きで秦野市立渋沢小学校で講演されました。文科省の「日本語指導アドバイザーの派遣」という制度を使ってのことでした。

小学校の教員という、私(川原)の立場から感じることは、我々は目の前にいる子どものことには全力で取り組むけれど、社会から見えなくなってしまう子どもがいるということを忘れがちだということです。日本の社会が構造的に生み出している「目に見えない」子どもたち、外国籍児童生徒の不就学の問題(p6 コラムで解説)、それは私たち教員が「知らない」で済ますことのできない大問題だと思います。

## 大人に向けた日本語教室、 保護者のための 「小学校の算数の授業」

私たちの活動が生まれるきっかけを作ってくれたマルシオ牧師ですが、「ゆう」が教育委員会や学

校に足を運んだことで校長先生と直接話すことができるようになり、小学校の授業に入ってお手伝いできることになったそうです。ブラジルから到着したばかりで言葉がわからず困っていた女の子も、徐々に学校に慣れて笑顔が出てくるようになったとお母さんからうかがいました。今、マルシオさんは、二つの小学校にボランティアとして通っています。

マルシオ牧師の教会ではポルトガル語で礼拝をするので、主にブラジル人の信者が集まります。日本語の授業を望むメンバーがたくさんいるということで、2019年の4月からは月に3回水曜日の夜、「ゆう」のボランティアが大人向けの講座を無償で提供することとなりました。「めぐみ日本語教室」の名前で、信者であるなしを問わず毎回20人ほどのブラジル人が集まって学んでいます。多くの受講生が子どもを連れてくるので、東海大学の学生サークル「ベイジョ・メ・リーガ」やTICCの学生たちが子どもたちの世話を買っています。子どもたちは日本語の会話力には困っていないので、学生に宿題を手伝ってもらったり、中学生は試験の前に勉強を見てもらったりしています。毎回、教会の人たちがブラジル料理の夕飯(\*6)を用意してくれるので、授業の後はとても楽しいソーシャルな時間が待っています。

この教室に通う人たちにもインタビューをしたところ、日本の学校のことがよくわからなくて不安を感じていることがよくわかりました。親として子どもの宿題を見てあげたくても、学校では自分たちが受けてきた教育とは全く違った教え方





\* 6  
500円で食べられる本場のブラジル料理

をしています。算数のように世界共通のように思える教科ですらそうなんです！(p.8 コラムで解説)。「訳がわからない！子どもに勉強を教えられる気がしない！」そう訴えるブラジル人たちの声を聞いて、私たちは小学校の教室に夕方いろいろな国籍の保護者の方々に集ってもらい、学校でどんな授業をしているのか体験してもらうことを始めました。2回ほど小学校でやった後、マルシオ牧師の教会でも、日曜日の礼拝の後にやらせていただいていた好評でした。

「保護者のための小学校の授業」では国語の教え方も取り上げてみました。いつも、ワイワイと議論が巻き起こり、日本のやり方がいいとか、保護者の出身国のやり方がいいとかなってるとか、盛り上がります。保護者の皆さんにとっては、平日の夕方にお仕事が終わってから学校に駆けつけるのはたいへんそうで、いつまで続くかわかりませんが、普段敷居の高い学校というところに気軽に足を踏み入れていただくためにも、もうしばらく続けてみようと思っています。

## 日本語教育推進法に関する国際フォーラム

2019年は、政府が入管法を改定して外国人の単純労働に門戸が開かれた年でした。そのことが刺激になったのでしょうか、かつてよりの懸案事項だった「日本語教育の推進に関する法律(日本語教育推進法)」が6月に成立しました(p.29-31に法律の全文を掲載)。私(小貫)は、この法案が議論されていた

文部科学省は、外国籍の子どもの就学状況について初めての全国調査を実施しました。2019年9月27日に公表された結果によると、日本に住む義務教育相当年齢の外国籍児およそ12万4千人のうち、1万9654人が国公立校や外国人学校などに在籍していない「不就学」の可能性があるとされました。出国や転居(予定も含む)が理由で就学していない子どもも3047人いてその数を加えると、2万2701人の子どもが「不就学の可能性」ともいえる調査結果でした。

この調査がおこなわれる以前、文科省は外国人の子どもは毎年実施する「不就学学齢児童生徒調査」の対象外としていました。外国籍の子どもだけを排除してきた理由について、文科省は「外国人は就学義務を負っていないため」と説明してきました。そのため、これまでも外国籍の子どもの多くが不就学になっていた懸念が繰り返し指摘されてきたのですが、実態は不明のままでした。

今回の調査は、市区町村教育委員会が2019年5月時点で把握している状況について報告を求めたものでした。調査対象とした12万4049人のうち、各教委から11万4214人について報告があり、うち日本の小中学校や(非正規の)外国学校などに通っていたのは10万1399人でし

### 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況

出典：文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課(2019年9月27日発表)「外国人の子供の就学状況等調査結果(速報)」より「実態不明」を含めた母数に直して筆者が再計算した。

区分	就学者数		実態不明	就学状況 確認できず	不就学 を確認	出国・転居 (予定も含む)	合計 (人)
	公立私立の 小中学校	外国学校等					
小学生相当計 (構成比)	68,246 (78.3%)	3,361 (3.9%)	6,746 (7.7%)	5,976 (6.9%)	648 (0.7%)	2,220 (2.5%)	87,197 (100%)
中学生相当計 (構成比)	28,149 (76.3%)	1,643 (4.5%)	3,140 (8.5%)	2,792 (7.6%)	352 (1%)	827 (2.2%)	36,903 (100%)
合計 (構成比)	96,395 (77.7%)	5,004 (4.0%)	9,886 (8.0%)	8,768 (7.1%)	1,000 (0.8%)	3,047 (2.5%)	124,100 (100%)

2万2701人(18.3%)の子どもが「不就学の可能性」ともいえる



日本に住んでいる外国人のおよそ6人に1人が学校に行っていない可能性がある。

外国人の  
子どもの  
6人に1人が  
不就学？

た。残りの外国籍児のうち、不就学が確認できたのは1000人で、教委が家庭訪問などをして不就学が確認できなかったのが8768人、さらに住民基本台帳には登録されているが実態がわからない子どもたちが9886人いたのでした。

「就学が確認された」とされる子どもの中には、ブラジル学校やインターナショナルスクールなどの「外国学校」に通う子どもが5004人含まれています。それらの学校は、法律上正規の学校(学校教育法1条で規定される「学校」とは認められない各種学校や私塾形式の学校なので、文科省がその子どもたちを「就学している」と数える考え方を示したのは興味深いところです。日本人の子どもは、フリースクールやその他のオルタナティブ学校など、同じく非正規の学校に通う場合「不登校」と位置づけられます。



「在日ブラジル人教育者向けオンラインによる教員養成講座」の風景

段階から、法律の内容について発言を続けて、関係する与野党の国会議員のところを回るなどしていました。バイリンガル・マルチリンガル (BM) 子どもネットという団体(\*7)のメンバーと一緒に、以下の3つの主張について説いて回っていたのでした。

- 1 法律が外国人家庭の母語を教える努力を損なわないように
- 2 インターナショナルスクールやブラジル学校などの外国学校も日本語教育支援の対象に
- 3 海外に住む「日本につながる子どもたち」への支援にも力を入れて

法律では、この3つの項目につながる文言がそれなりに入ったのですが、表現が曖昧です。秦野市の教育現場でも直接関係してくるはずの1の「母語」をめぐる項目についても、学校の先生方や教育委員会の方と話してみてもピンとこないようです。私たちは、この新しい法律をどのように理解し、どのように運用していくべきか、しっかりと話し合う機会を設けたいと考えました。

折しも、毎年年末に開かれる「外国人集住都市会議」で講演をするために、中島和子先生というバイリンガル教育の第一人者がトロント大学(カナダ)から来日するとのこと。中島先生には、かつて東海大学が「在日ブラジル人教育者向けオンラインによる教員養成講座」という学士講座(p.8コラムで解説)を開いたときに、多大なご協力をいただいたことがあります。バイリンガル・マルチリンガル (BM) 子どもネットのメンバーでもあ

ります。中島先生をメインスピーカーに迎え、外国人の子どもたちの教育に携わる教育者や日本語教育・バイリンガル教育の専門家たちを招いて分科会を構成し、教育関係者や一般の市民に集まっていただいて議論するフォーラムを開催することとなりました。

日本語教育推進法の成立を受け、政府は、2020年度早々には「基本方針」を発表するといっています。その議論が始まる前にしっかりと要点を整理することで、国の基本方針そのものに対しても意見することができるのではないか、そう考えて、フォーラムの実行委員会は最初から「提言づくり」を目指しました。熱い熱い議論の末に完成したのが、子どもの視点から考えたときの日本語教育推進に関する「10の提言」です(p.18-28を参照のこと)。私たちの提言は、中島先生を通じて「外国人集住都市会議」にも引き継がれ、「うえだ宣言」という、今年のホストシティの名前を取った宣言文でもよく似た文言が使われました(p.32に紹介)。是非ご覧になってください。

\*7  
バイリンガル・マルチリンガル (BM) 子どもネット  
日本国内また海外在住の日本語を含む複数言語環境で育つ子どもがマルチリンガル・バイリンガル人材に育つことを支援するグループ。「現地語」とともに「母語・継承語・家庭言語」育成の大切さを伝える啓蒙運動をおこない、バイリンガル・マルチリンガル環境で育つ子どものための相談室「バイリンガル・マルチリンガル子ども相談室」をネット上で開設、学習会を定期的に開催するなどしている。



# 在日ブラジル人教育者向け オンラインによる教員養成講座

東海大学は、日本のブラジル人コミュニティと特別な関係を築いてきました。そのきっかけとなったのが、2009年から2013年にかけてブラジルのマトグロッソ連邦大学と協力して開講した学士講座でした。

当時、日本で暮らすブラジル人の子どものための教育の状況を懸念したブラジル政府が、遠隔教育で経験豊富なマトグロッソ連邦大学に委託して実施した事業でした。授業は基本的にブラジル側からオンライン形式で提供され、東海大学は日本側で年に6回開かれるスクーリング授業を担当しました。受講したのは、ブラジル学校や公立の学校、民間のボランティア活動などでブラジル人の子どもたちを教える教育者300人でした。4年間にわたる講座を修了した人は、ブラジルの教育学学士とブラジルで通用する教員資格を取得しました。資金はブラジルの教育省とブラジル銀行が調達し、4年間の受講料は無料でした。東海大学は、毎回のスクーリング授業で「日本学」の講座を提供しましたが、その資金は三井物産の社会貢献部からの助成を受けました。

講座の卒業生は、多くが全国のブラジル学校で校長や教員として働いているほか、卒業後大学院まで進んで大学の教員となったもの、地方自治体の正規職員となって働いているものなど、日本各地で社会の多文化共生を支えて活躍しています。

➤ の講座の入学試験を湘南キャンパスで開いた2009年には、2日間の試験を受けるため多くのブラジル人が家族を連れて全国から集まりました。東海大学は教室を解放して布団を敷き詰め、それら受験生と家族と受け入れました。そのときに子どもたちの面倒をみて一緒に遊んでくれた学生たちは、やがて「ベイジョ・メ・リーガ」というボランティアサークルを立ち上げ、各地のブラジル学校と交流するようになりました。

## 割り算の筆算が

### 国によって違う？

### 「ヨンのシなの？」

## 日本人の癖が混乱を呼ぶ

**私** たち日本人は数の数え方を二つ持っていて、知らない間にあっちを使ったりこっちを使ったりしていることに気づいていますか。「九九」を始めようとした途端に、外国人の保護者の方たちがざわめき出しました。

- え、「ヨン」じゃないの？
- 「シー」も「ヨン」も同じことだろ。
- あら、そうなの。どう違うの？

**確** かに、よく考えてみると、普段は4を「ヨン」と言っていることが多いように思います。でも「九九」ではいつでも「シ」なんですね。居合わせた小学校の先生たちに聞いても、そんなことを気にしたことのある人は一人もいませんでした。

**日** 本の割り算は√マークを書いたら、右側に「割られる数」を書いて、左側に「割る数」を書きます。ブラジル人は√を上逆さまに書いて、「割られる数」と「割る数」も左右反対に配置します。どうやら「フランス式」のようです。ドイツでもまた違うやり方をしてみたいです。慣れないやり方でやってみると言われると、頭が混乱してうまくできないものですね。

「**ブ**ラジル式の方がわかりやすい」というブラジル人の保護者になぜかと聞いてみると、ちょっと考えた後に、「○○割る○○」と言葉でいう通りの順番に左から右に並んでいるから」との回答でした。うーん、それぞれ自分が慣れているやり方がやりやすく感じるだけのようにも思いますが……。

「**九**」を紹介したときも衝撃が走りました。





ベイジョ・メ・リーガ (2017年)



TICC

## これからの活動について

この一年間、秦野市の教育委員会と密に連携して、よく顔の見える信頼関係を築くことができたと感じています。学校の先生たちは「目の前の子どもたち」に全身全霊を捧げています。そしてとても忙しい。しかし、そのために外国籍児童生徒への対応のような新しい課題に工夫を凝らすゆとりがないのだとしたら、そんなところにこそ私たちが外部のサポーターがお手伝いできることがあると思います。

例えば、外国人の保護者とのコミュニケーションが少しでも取りやすくなったら、きっと先生たちにとってもいろいろなことがスムーズになるのではないのでしょうか。教育委員会と話し合って、2020年度には本町中学区の幼小中一貫の研修を共催することになりました。外国籍の保護者や地域で育った海外ルーツの若者などにも手伝ってもらい、ワークショップ形式の多文化研修をしようと計画しています。先生たちの側からできること、保護者の側からできること、システムとして変えられること、道具や機材を使うことで便利になること、参加者の皆さんと知恵を出し合ってみたいと思います。

文部科学省が2019年度に初めて実施した外国籍の子どもの就学調査では、およそ6人に1人について就学が確認できませんでした。その結果を受けて、外国籍の子どもの就学状況を確認するよう、2020年度には各自自治体に求める計画だとの新聞報道もありました。しかし、小

島祥美先生の講演でも語られたように、そのような調査はとってみたいへんな作業を要します。戸別訪問を含むきめの細かい対応をするなら、地域の市民グループや外国人コミュニティの協力が不可欠となるでしょう。

マルシオ牧師の教会で始めた「めぐみ日本語教室」は好評で、これからも続けていく予定です。水曜日だと来れない、という人もいますので、土曜日にも開講する準備が進んでいます。学生サークルのメンバーたちもこの活動にやりがいを感じてくれていて、多くの学生の協力がえられそうです。外国籍の保護者のための小学校の授業も継続する計画です。そのほか、小学校入学説明会時に外国人保護者向けの特別なセッションが設けられないか、新規に海外から到着する子どもたちのための就学前準備の初期指導教室が開けないか、教育分野だけでなく、外国人の生活一般に関わる多様なセクターの代表者で集まる連絡協議会のようなものは作れないか、などなど、アイデアはつきません。







2019年度は、日本の政府が外国人の受け入れを円滑に進めようと一歩を踏み出した「多文化施策元年」だったように感じます。4月の入管法改定に伴い、入国管理局は出入国在留管理庁に格上げされました。日本語教育推進法が制定されて、外国人への日本語教育の推進は、国と自治体の責務であると明言されました。文科省は初めての「外国人の子どもの不就学実態調査」

も実施しました。厚生労働省は、今年、母子健康手帳を10カ国語に翻訳するそうです。そのような政策転換が私たちの足元の自治体にも伝わり、しっかりと具体的なアクションにつながっていくように、大学と自治体、市民グループと外国人コミュニティがさらに協力を深めていけることを期待しています。



めぐみ日本語教室の立ち上げに関わったメンバー

保護者の声・先生の声

# 保護者への聞き取り調査・ 教員研修でのワークショップ

田口 香奈恵 東海大学国際教育センター 准教授  
はだの子ども支援プロジェクト ゆう 副代表



## 1. 2つの調査・活動の概要

秦野市では、外国籍市民の割合は全国値と同様の約2%（2019年1月1日現在）ですが、工場が集中する地域などでは、海外にルーツのある子どもたちが特に多数在籍しています。「はだの子ども支援プロジェクト ゆう」（以下、「ゆう」と略称）は、同じような状況にある秦野市、伊勢原市、中井町でそういった子どもたちを対象に学習支援活動を続けてきました。

活動の中で、保護者や学校の先生たちが漏らす悩みや困り感に幾度か遭遇することがありました。「ゆう」としてできる範囲でその声に寄り添ってきましたが、有志によるボランティア団体には限界を感じることもありました。小貫先生、川原先生との出会いから「彩とりどりの子どもたち」が発足し、大学のプロジェクトとして関わることで、行政や学校と私的なつながりだけでなく公的につながる機会を得ることができました。ここで報告する2つの調査・活動は学校、行政、地域（大学やボランティア団体など）が連携して多文化共生に向かうための基礎資料となるものだと思います。

多文化共生推進を具体化する第一歩として、外国ルーツの子どもを取りまく教育環境の現状と課題を把握することが必要だと考えました。そこで、様々な人の協力を得て **1) ブラジル人**（秦野市在住）と**ベトナム人**（伊勢原市在住）**コミュニティの保護者への聞き取り調査**と、**2) 秦野市内2校の小学校での教員研修でワークショップ**を行うことができました。保護者に対しては、日本の学校生

活において困っていることや大変なこと、うまくいったことなどを聞き取りました。ブラジル人とベトナム人コミュニティを対象としたのは、秦野市と伊勢原市でその比率が高く、「ゆう」の活動でその保護者や関係者らとの繋がりがあり依頼しやすかったためでした。教員研修では「えんたくん」を用いて「困っていること」「先生たちの日頃の工夫」「今必要なこと」の3点についてワールドカフェを行い、先生たちの声を拾い上げました。以下の報告には、聞き取り調査だけでなく日頃の活動の中で見聞きした保護者や先生の声も含まれています。

### 1) 保護者への聞き取り調査

**2019年7月3日**（水）

ブラジル人保護者6世帯（7人）

**2019年9月16日**（月祝）、**22日**（日）

ベトナム人保護者6世帯（10人）

### 2) 市内小学校での教員研修

**2019年7月26日**

秦野市立南小学校：

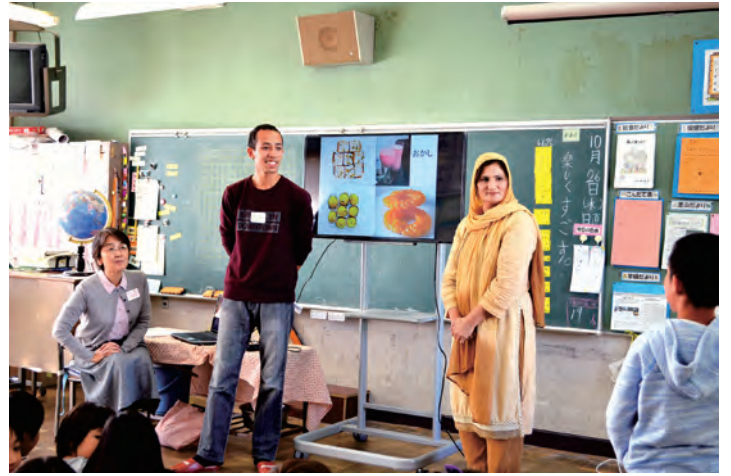
幼小中の教職員約70人が参加

**2020年1月24日**

秦野市立洪沢小学校：

幼小中の教職員約60人が参加





## 2. わかったこと

保護者への聞き取りと教員研修でのワークショップを通して明らかになったことは、文化的背景の相違や両者の希薄な関係性などによる戸惑いや誤解でした。お互いを知らないゆえに起こる齟齬と言ってもよいかもしれません。

### <お手紙>

保護者への聞き取りで最も多く指摘された問題は「お手紙」でした。学校から配付される手紙の量が多すぎて、読む気になれない、大切な情報を把握できないまま読まずに捨てているという声です。ワークショップで先生たちに保護者の声を伝えたところ、それは知らなかった！という反応がありました。しかし、先生の中には、配付物にルビを振ったり、大切な情報だけ伝えたり、写真を見せて説明したりと正確に伝えようとする工夫をしている人もいました。

### <文化・価値観の違い>

先生の声の中で多数あったものは、「文化・価値観の違い」による戸惑いでした。雨の日は休みがち、突然転校・帰国する、持ち物が揃わない、給食が食べられないなど、それまでの常識とは異なる事態に、目の前の子どもを尊重したいと思いつつも柔軟に対応できないもどかしさが先生たちから感じられました。

### <子どもとの接し方>

先生たちは他にも「子どもとの接し方」で戸惑いを感じていました。日本語も母語もどちらも十

分でない、発達の違いがあるがわかりにくい、子どもに遊びの経験が少なく学習に生かせないという「ことばや発達」の面からの悩みや、教員・子ども間、子ども同士で伝えたいことが伝わらないため学校生活を楽しめているか、個々に応じた支援が十分にできているかという「子どもの様子」から来る不安の声が聞かれました。ことばや発達の面については、保護者からも、言語発達と母語との関係性で悩んだり、母語で読み聞かせをして母語を保持しようと工夫している様子が見られました。

### <知らないからわからない>

保護者からの声には、知らないからわからないという声がいくつかありました。例えば、PTA活動や学校行事などに参加しない理由は、保護者自身が日本の学校文化を経験していないためわかりにくい（想像しにくい）、日本人同士の暗黙の了解に入り込むのが難しい、日本人の保護者ともっと仲良くなりたいが方法がわからないなど、でした。また、国際教室は何をしているところかわかりにくい、課題を抱えている子への支援が優先されているという否定的な意見がありました。しかし一方で、国際教室は子どもたちにとって必要な場所であるという肯定的な声もありました。保護者が学校行事などに積極的に参加したいと思いつつも、それを阻む要因がいくつかあることが明らかになりました。

### <保護者と先生の関係性>

保護者と先生の見解の中で、両者の意見に齟齬があるように見えて互いに信頼関係を構築した



いと感じさせるものが「先生(学校)との関係」「保護者との連絡」です。保護者は困ったとき学校のどこに(だれに)相談すればよいかと不安を感じており、先生は保護者と連絡を取ろうとしても取りにくい、込み入った話をどこまで理解しているかと不安を感じています。保護者も先生もお互いに信頼関係を築きたいと願っていることを、まずは互いに知り合う必要があるだろうと感じます。保護者への聞き取りの中で、家庭訪問で担任教師と様々な話ができたおかげで、学校や先生に対して信頼できるようになったというエピソードも聞かれました。保護者が安心して学校(教員)に相談できる関係づくりにも工夫が必要ではないでしょうか。

#### <連携に向けて>

子どもや保護者との関係とは別の視点で、先生たちが抱えている課題が「連携への壁」です。連携とは、学校間、教員間、教員保護者間など様々な立場とのネットワーク構築のことです。日々の業務に追われて外国ルーツの子どもの支援についてゆっくり考える余裕がない、積み上げて学んでいく支援システムがないため漢字や九九がわからないまま進級していく、個人情報保護の点から子どもの情報を共有しにくい、高校進学を含めた将来設計を描きにくいなど連携を阻む要因が垣間見られました。安心して安定した学びを継続させるためのシステムを確保するために、教員からは母親を孤立させないネットワークづくり、外国ルーツの子どもたちの拠点校づくりの必要性を提案する声もありました。

保護者からも学校の年間指導計画を知りたいから翻訳版がほしい、親として子どもの学校生活や学習に寄り添いたいという意見がありました。ここでも、先生も保護者も子どもの教育環境を整えるためになんとかしたいという気持ちを感じられます。

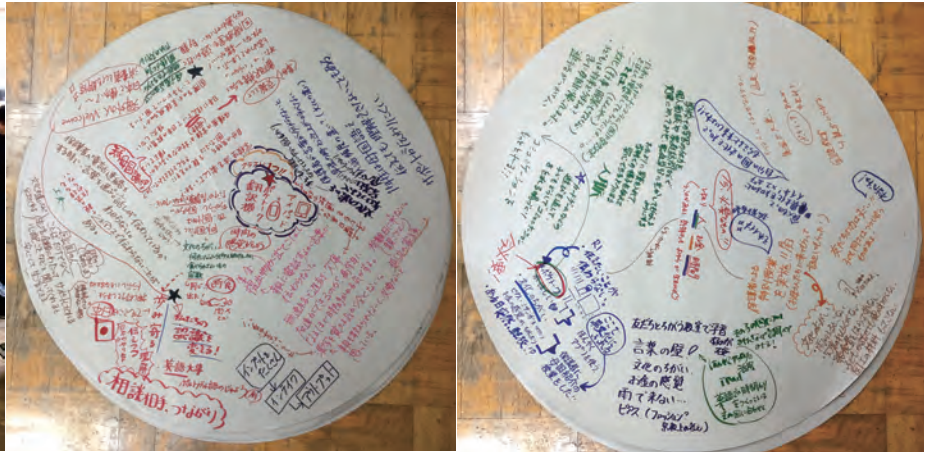
### 3. これからのこと

秦野市では、これまで「外国にルーツを持つ子ども」をテーマに幼稚園・小学校・中学校の教員で、また1つの学校の教員同士が膝を突き合わせて話し合う機会がほとんどありませんでした。ワークショップのアンケートには、学校だけでなく家庭も困っていることがわかった、教員個人の困り感はほかの多くの教員も感じているとわかり安心した、様々な工夫や解決策を聞いて参考になったなど、日頃の問題意識を共有できたことへの安心感、子どもや保護者への寄り添いの重要性が書かれていました。現状に目を向け、具体的な困り感や課題を共有することの大切さが再確認された研修でした。

今後は、他の国籍のコミュニティへの聞き取り調査を進め、保護者の意見をまとめて学校(先生たち)に伝えていくと同時に、保護者であり支援者として活躍する人材の生の声や「ゆう」の現場での子どもの様子などを学校現場に届けていくことも、「彩とりどりの」役割だと考えています。また同様の研修を他校でも継続して実施し、市全体で取り組んでいきたいと思えます。この活動が広がっ



「えんたくん」に書かれた  
先生たちの声



た先には、学校自らが校内研修の必要性を感じ、取り組んでいけると理想的だと思います。学校の枠を超えた相互理解や信頼関係構築が徐々に積み重ねられれば、外国ルーツの子どもたちへの教育環境をより充実したものに推進していくのではないのでしょうか。

保護者からの声と先生たちからの  
声の比較

	保護者の声	先生の声
多数あったもの	<b>1 お手紙</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>枚数が多い</li> <li>読めない 読まない</li> <li>子どもに聞く</li> <li>どれが大切な情報がわからない</li> <li>全然読まないで捨てる</li> </ul>	<b>1 文化・価値観の違い</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>雨の日は休みがち</li> <li>突然の転校・帰国</li> <li>給食が食べられない</li> <li>持ち物がわからない</li> <li>「やられたらやり返す」</li> <li>時間にルーズ</li> </ul>
	<p>通知表、保護者の学校訪問、防災はポルトガル語に翻訳されているので、とても役に立つ！</p>	<p>その子の文化を知りたい、相手を尊重したい！でも、ここは日本だよ……日本人の当たり前が当たり前じゃない 言葉の壁のせいで言葉の壁のせいで、子供の感覚が雨で来たか、ピタ (T-shirt) (T-shirt)</p>
	<b>知らないからわからない</b>	<b>子どもとの接し方</b>
	<b>2 PTAの活動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ほとんど参加しない</li> <li>日本人同士では暗黙の理解がある</li> <li>日本の学校文化を経験していない</li> <li>母国との違い</li> </ul>	<b>2 言葉か、発達か、文化か?</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本語と母語どちらも十分でない</li> <li>発達の違いがあるがわかりにくい</li> <li>国際教室か？ 支援級か？</li> <li>遊びの経験が少なく学習に生かせない</li> </ul>
	<b>3 国際教室</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>何をしているところ？</li> <li>毎回国際教室の希望を聞かれる</li> <li>課題を抱えている子が優先されてしまう</li> <li>学校生活を楽しているか</li> </ul>	<b>3 子どもの様子・接し方</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>感情が読み取れない</li> <li>伝えたいことが伝わらない (先生・子ども)</li> <li>個々に応じた十分な支援ができていないか</li> <li>国際教室に「逃げたい」子ども</li> <li>友達と違う国際教室で学習するのが不安</li> </ul>
	<p>参加したくても……失敗するのがこわい ・仕事で参加できない ・活動内容がわからない</p>	<p>子どもにとって必要な場所、助ける場所 ・子どもの力が発揮できるところ</p>
関係性	<b>4 先生（学校との関係）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>困ったときどこに相談すればいい？</li> <li>性格で人間を評価している</li> <li>親が学校を理解することも大切</li> <li>家庭訪問を機に担当教師と信頼関係ができた！</li> </ul>	<b>4 保護者との連絡</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>困ったときどこに相談すればいい？</li> <li>性格で人間を評価している</li> <li>親が学校を理解することも大切</li> <li>家庭訪問を機に担当教師との信頼関係ができた！</li> </ul>
連携に向けて	<b>5 年間行事・カリキュラム</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間でどんな行事があるか知りたい</li> <li>各学年で学習する内容を知っておきたい</li> <li>親として子どもの生活・学習にもっと寄り添いたい</li> </ul>	<b>5 連携への壁</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>多忙ゆえ、余裕がない</li> <li>多文化理解研修の必要性</li> <li>関係機関との連絡、個人情報の扱いの難しさ</li> <li>漢字、九九、割り算ができないまま中学校へ</li> <li>中学校で国際教室がない</li> <li>高校進学への不安</li> </ul>
	<p>保護者が安心して相談できる関係作り ・学習の様子を実際に体験してもらい、家庭学習に生かしてもらう</p>	<p>低学年で学力をつけてから進級するシステム ・拠点校を作って安定した学習環境を提供する</p>



**Leave no one behind!**

誰も置き去りにしない!

## 「ゆう」の活動紹介

「ゆう」HP

<https://pjyou.jimdofree.com>

三田村 晴美 はだの子ども支援プロジェクト ゆう 事務局代表



### 1. 地域学習支援

～地域で子どもの学習に寄り添う～

「ゆう」の学習支援は、勉強を教えるのではなく学習する子どもたちとともにあること、そのためには一緒に過ごす時間と場所が重要と考えています。学習支援を始めると、私たちはつい「子どもに〇〇を教える」「私は〇〇は教えられない」と言ってしまうがちです（支援者だれもが陥る穴です）が、その言葉を口にするたびに、私たちの背骨＝ともにあるあり方を皆で互いに問い直し、思い出するようにしています。

各学習支援の現場には、大学生の存在が重要です。多くの大学生たちが、グループとしてあるいは個人として活動に参加しています。私たち「ゆう」の力とエネルギーの供給源は若い方々の存在です。若い方々こそ「ゆう」のおへそです。私たち「ゆう」は、背骨とおへそを大切にしています。

### 2. 地域日本語教室

～地域で日本語を学ぶ人に寄り添う～

報告書の他の箇所でも語られますが、本プロジェクトのきっかけとなる秦野在住の日系ブラジル人3世上山マルシオさんとの出会いが、私たち「ゆう」の歩みに非常に大きな変化をもたらしました。マルシオさんはキリスト教プロテスタントのホーリネス教団ブラジル人教会の牧師でもあり、教会の現状から、新規来日のブラジル人ための日本語学習の場の必要性を強く私たちに伝えてくださいました。私たちは呼びかけに応え、半

年間の準備期間を経て2019年4月めぐみ日本語教室をスタートしました。2019年4月～6月第1期、9月～11月第2期の教室を行いました。参加者と支援者の人数は変動がありましたが、11月の第2期終了時には、参加者の出身国は当初のブラジル人教会関係者からフィリピン・ロシア・オーストラリア・ペルーの数か国に広がり、支援者には、多彩な地域市民を「ゆう」のメンバーとして新たに迎えつつあります。

めぐみ日本語教室の最大の特徴は、マルシオ牧師夫妻が周囲の方々の協力を得て、ワンコインドネーションで提供して下さる学びの後の食事です。おいしいブラジル料理、特に奥様のエレンさんのデザートは毎回皆の喜びの素です。言葉を学び食事を共にする共同・協働の場がめぐみ日本語教室です。食事のあとは皆で洗い物をし、掃除をします。

**2016**年の団体設立の前2011年秋ごろから、外国にルーツを持つ子どもたちの放課後学習支援が私たちの活動の柱でした。2018年から2019年にかけては、長年の活動が大きな一歩を踏み出しました。「にこティー教室」と「つるまき学習支援教室」のほかに、秦野市内のブラジル人コミュニティのひとつであるプロテスタント教会を会場に「ベイジーニョ」、隣町の伊勢原市では、地域のコミュニティセンターを場として「サンシャイン教室」が誕生したからです。2019年秋からは過去4年間、はだの子ども館で土曜日の学習支援を地道に継続なされて来た「ポコアポコ」の皆さんが、私たち「ゆう」と合流することになりました。秦野市・伊勢原市において、つごう5か所の地域学習支援活動を「ゆう」として展開していることとなります。2020年1月からは、中井町においても放課後学習支援を開始しました。





### 3. 学校同行寄り添い支援

～学校で子どもたちと先生に寄り添う～

「ゆう」は、当初から地域の小中学校とのつながりを重視してきました。放課後学習支援で支援者が感じる課題は多くあります。子どもたちの現状に触れると、できないところや欠けているところを指摘して、子どもや保護者に努力を求める気持ちになりがちです。「ともにあること」の背骨を忘れて、教える目線が主になりがち。相手に足りないものを見つめがちです。子どもも保護者も困っている、子どもたちの学習の重要な場である学校では、本当は先生方も困っているという現実、市民の日常からはなかなか気づけません。放課後支援に身を置くことでやっと、当事者の困り感を支援者も我がこととして実感しはじめます。それが私たち「ゆう」の肌感覚です。私たちは、学校内で児童に寄り添い、現場の先生方と一緒に課題を見てともに向き合うことで、地域に住まう外国出身者が困っている現実を私たちの身のうちに、我がこととして感じるができるようになりました。支援する側と支援される側という平面や上下の矢印関係ではない、新たな関係、ともにある関わり方が生まれました。自分たちの安全基地にとどまらず、そこを出て赴き踏み込むことで生まれた活動でした。

**2017**年、にこティー教室に参加する子どもたちが急増していた秦野市立北小学校にアプローチし、「ゆう」のメンバーと学生が学校に同行し子どもたちのクラスに入り寄り添い活動を始めました。2018年春からは、中井町の井ノ口小学校にも、中井町教育委員会の要請を受けて、日本語教育法副専攻の学生中心の寄り添い支援を開始しました。

**同**じく2018年、マルシオさんとの出会いが学校同行寄り添い支援活動にも大きな前進をもたらしました。日本語とポルトガル語のできるマルシオさんが「ゆう」の会員となり、来日して日の浅い北小児童の支援にボランティアとして参加できることになりました。秦野市立北小管理職のご英断でした。2019年には、秦野市立堀川小学校でも、保護者のSOSと学校の先生方のSOSを受けて、幼稚園や保育園に通わないで小学校に入学した日本語ゼロ状態のブラジル人児童の寄り添い支援を開始しました。同じく同小管理職のご判断でした。

**同**時に秦野市立鶴巻小学校でも、つるまき学習支援教室参加児童の件で、「ゆう」のメンバーが学校での同行寄り添い支援を行うこととなりました。ここでも、教育コーディネーターの先生の声和管理職が前向きにとらえてくださったと聞きます。





## 4. 学びの会

～ありのままを見ること～ その他の活動

支援者として活動するとき、私たちは「知っている(つもりのこと)」「分かっている(つもりのこと)」から出発しがちです。しかし、まずは自分のありのままを見なおし、相手のありのままを感じることに。支援に欠かせないその姿勢に立ち還るため、「ゆう」では頻りに振り返りを行い、新たなことを学び不確かなことを学び直すことを大切にしてきました。テーマを定めて、定期的に学びの場を持っています。学びの会は、地域に開かれたものとして開催しています。

「ゆう」の活動には、これまで述べてきた定期的活動の他、依頼を受けてそのときどきに対応したり、学習支援の延長線上の必要に応じて対応する以下のような活動があります。

- 1 社会福祉協議会の小中学校での福祉授業への協力
- 2 入学前の幼児と保護者の就学に必要な手続きなどへの同行寄り添い支援
- 3 地域福祉施設が技能実習生として受け入れた外国人労働者の日本語支援
- 4 東海大学とCRIとの共催で開く講演会やワークショップ

2019年は秦野市・東海大学多文化共生推進プロジェクトによって、「ゆう」が地域内にとどまらないより大きな日本全国に広がる動きにいざなわれた年だったと言えます。

### 《2018年度の学びの会》

- 10月 国際教室の現実から  
平塚市立横内小学校 土居たかねさん
- 11月 通信制高校に見る外国ルーツ生徒の具体的な支援  
神奈川県立横浜修悠館高校(通信制)  
ME-net 多文化教育コーディネーター 中村典子さん
- 2月 地域ボランティアについて再考する  
(引きこもる若者に寄り添う活動から)  
NPO 法人リロード事務局長  
よこはま西部ユースプラザ施設長 池田正則さん
- 3月(1回目) 高校進学に寄り添った事例から  
田口 香奈恵 「ゆう」副代表  
地域で支援する目線  
妻鹿 ふみ子 「ゆう」代表
- 3月(2回目) サポートを受けて今思うこと  
高校生(バングラデシュ・ベルー) 保護者(パキスタン・中国)  
「振り返り」によって「行く先」を見る ワークショップ  
東海大学健康学部 市川享子さん

### 《2019年度の学びの会》

- 9月 ボランティアすることとは? 協働することとは?  
妻鹿ふみこ 「ゆう」代表
- 10月 ボランティアにおける組織とは?  
NPO 法人リロード理事長 池田正則さん
- 11月 ボランティアとお金  
NPO 法人リロード理事長 池田正則さん
- 今後予定 コーディネートの意味 コーディネート体験・支援体験  
～学生・先生方の体験の声～



伊勢原サンシャイン教室での子どもを交えた振り返り



～「子ども」の視点から考える～

## 「日本語教育の推進に関する国の基本方針」への10の提言

2019年 12月

「日本語教育推進法に関する国際フォーラム in かながわ」参加者一同



写真提供：東海大学新聞 編集部

付録

- ・「日本語教育の推進に関する法律」（2019年 6月 28日 公布・施行）
- ・外国人集住都市会議うえだ 2019 「うえだ宣言」

「日本語教育推進法に関する国際フォーラム in かながわ」の開催と本提言書の出版は東海大学連合後援会の研究助成を受けています。

# 1

提言

乳幼児期の母語の  
重要性啓発と多文化・  
多言語子育てへの支援を

# 2

提言

就学準備のための  
施策の全国展開を

# 8

提言

全国の自治体にタスクフォース・連絡協議会を

施策の成果の継続評価と定期的な見直しを

# 10

提言

「子ども」の視点から考える

「日本語教育の推進に関する国の基本方針」への

10  
の提言



母語のシャワーの  
重要さ知って

小貫大輔

昨年、外国人労働者の受け入れを拡大する出入国管理法の改正を受けて、国内で暮らす外国人への日本語教育を充実する日本語教育推進法が施行されました。

これまで義務教育の対象外とされてきた外国籍の子どもに、国・自治体が積極的に関わる姿勢を示したもので、まさに多文化共生政策の元年だったと感じます。

他方、この法律は心身の発達過程にある子どもと、既に言語が確立している大人への日本語教育を一緒に扱っていて、運用には注意が必要です。言語形成期にある子どもには、大人とは異なる視点やアプローチが求められます。



提言 3

外国籍の子どもの  
就学の促進と  
「教育への権利」の保障を

提言 4

日本語指導を必要とする  
すべての子どもへの  
日本語学習の機会の保障を

提言 5

子どもの生活歴や  
言語環境に応じた対応を

A-1

日本生まれ・乳幼児期に来日、母語を  
第一言語として育った子どもへの支援

A-2

日本生まれ・乳幼児期に来日、母語よりも日  
本語の方が優勢になっている子どもへの支援

B

学齡(小中学校)期になってから来日した  
子どもへの学校教育における支援

提言 6

高校入試の際の特別な配慮や  
特別入学枠の設定と  
進学後の包括的な支援を

外国学校

提言 7

外国学校やその他の  
当事者による教育活動への  
支援を

海外

提言 9

海外の日本につながる  
子どもたちへの支援を

乳幼児期から小学校低学年くらいまでは、母語の重要性に十分配慮した子育て支援や教育が必要です。しかし、保健所や保育園、学校で「日本語を伸ばすために、家庭でもっと日本語を」とアドバイスされる例が少なくありません。

親が日本語を十分にできるならまだしも、言葉に苦勞しているにもかかわらず、子どものためと思っ  
て無理して日本語で会話している様が見掛けられます。これでは、言語能力そのものを確立できな  
いまま成長してしまう危険があります。本来、子どもにとって、家庭で親から受ける「言葉のシャ  
ワー」とその質はとても重要なのです。

小学校低学年から日本にいる外国人の子ども

より、5年生くらいで日本の学校に入り、初めは  
全然日本語ができなかった子どもの方が伸びる、  
と感じたことのある先生は多いのではないでしょ  
うか。一度母語を確立した子は、言語を置き換  
えるのに時間がかかりますが、時間をかけてあ  
げれば伸びます。

しかし、その時間が高校入試まででは足りま  
せん。外国人の子どもの高校進学率は5割以下と  
もいわれています。高校進学の壁が格差や差別  
の温床になり、社会の不安定化にもつながりか  
ねません。幾つかの自治体では、高校入試で特  
別枠などの配慮を設けていますが、全国で統一  
された基準を設けるなどして自治体間の格差を

縮めてほしいと思います。

日本語教育推進のためには「外国学校」(外  
国人学校)への支援も忘れてはいけません。そうし  
た学校を卒業した子どもの多くが日本で生活するの  
ですが、外国学校の多くは資金力がなく、日本人  
教師を雇えないため、日本の言語や社会について  
の教育が不足がちです。深刻な問題です。

国内の外国人は今後ますます増えていきます。  
教育の上で、日本人と同様にしてきた時代から  
「特別扱い」する必要のある時代になっています。

(日本教育新聞、2020年2月24日掲載)

## ～「子ども」の視点から考える～

### 「日本語教育の推進に関する国の基本方針」への10の提言

本年6月28日、「日本語教育の推進に関する法律（日本語教育推進法）」が公布・施行され、「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現」を目的（第一条）に、国と自治体はその責務として日本語教育を推進していくことが明言されました。これまでは「義務教育の対象外」とされてきた外国籍の子どもたちについても、日本語や教科の指導を充実させるために教員配置の制度を整備し、教員養成・研修を充実させ、就学支援その他の必要な施策を講ずる（第十二条）として、国や自治体が積極的にかかわる姿勢が示されました。多文化共生への法制整備の第一歩とも言える法律であり、高く評価されます。

また、この法律は、「海外に在留する邦人の子等」の日本語教育にも触れています（第十九条）。日本や海外で複数の言語に囲まれて育つ子どもたちの教育に関わる法律であり、具体的な施策のあり方次第では、日本語を含む複数言語を身につけたグローバル人材の育成にもつながる重要な法律だと言えます。

他方、この法律は子どもと大人の日本語教育を同時に扱っていることから、その運用を誤ると、言語形成期にある子どもの認知力と心身の発達に予期せぬ悪影響を与えかねな

い懸念もあります。すでに言語が確立している大人と異なって、子どもは心身の発達過程にあり、まさに言語能力そのものを育てている時期にあるため、大人への日本語教育とはまったく異なった視点と指導アプローチが必要だからです。特に忘れてならないのが、「母語」が果たす役割の重要性です。母語を身につけることは、子どもがホスト社会の言語を学ぶ上でもその基礎となり、家庭にとっては親と子の絆を育てるためのかけがえのない財産となります。多文化共生政策に力を入れてきた海外の国々では、その国の公用語と子どもの母語の教育を表裏一体のものとして捉えて支援に力を入れており、移民の社会統合の成功につながっています。

この度、「日本語教育推進法に関する国際フォーラム in かながわ」の参加者一同は、上に述べたことを踏まえてこの法律を「子ども」の視点から見直し、複数の言語環境で育つ子どもたちが本当に必要とする日本語教育推進の施策とはどのようなものであるか、以下の提言を取りまとめました。国が2020年6月までにまとめるとしている「日本語教育の推進に関する国の基本方針」などを通じて、今後の施策に反映させていただけますようここに提言いたします。

2019年12月21日

JICA 横浜センター（神奈川県）にて

「日本語教育推進法に関する国際フォーラム in かながわ」

参加者一同



# 1 乳幼児期の母語の重要性啓発と 多文化・多言語子育てへの支援を

子どもの言語と心身の発達のためには、家庭で豊かに言語のシャワーを浴びさせることが欠かせません。しかし、誤ったアドバイスなどのために保護者が自らの母語を使うことを控え、無理をして不十分で不完全な日本語を家庭内言語にしてしまった結果生まれる問題が頻繁に報告されています。親の日本語力不足がゆえに、子どもの言語発達そのものに遅滞が起こるのです。日本語教育推進法では、子どもが「生活に必要な日本語を習得することの重要性」について保護者への啓発活動を行うとしています（第十二条）、同様に、保護者が自信をもって子育てできる言語（一般的には母語）を家庭では率先して使うことの重要性を啓発する必要もあります。初期の子ども時代（Early Childhood）と言われるこの時期に外国人家庭・国際結婚家庭に関わるすべての専門家（母子保健、医療、幼児教育、生活支援の関係者）や地域社会が、複数言語環境での子育てについて正しい知識と態度を持ち、複数の文化・言語をもった子どもとして育てること（多文化・多言語子育て）を支援することが必要です。

保健医療関係の機関からは、妊娠から出産にかけての時期に、子どもの言語発達について説明した冊子を配布することができるでしょう。厚生労働省は母子健康手帳を各国語に翻訳して配布することを計画していますが、その中で母語での子育ての重要性について説明するとともに、言語発達の目安となる発話に関する部分では、（単なる翻訳ではなく）キーワードを言語別に例示することも重要です。保育所・幼稚園・子ども園などでは、子どもの母語の絵本などの図書を揃え、可能な限りそれらの言語を理解するスタッフを配置して、母語での読み聞かせをすることなどが望まれます。そのためには、自身が多言語環境で育った人材を、子どもの国籍や数に応じて採用するような法整備も必要です。また、地域子育て支援センターや公民館などのプログラムにおいては、外国人の保護者が日本人と一緒に参加しやすい環境を作り、母語での多文化・多言語子育てを励ます雰囲気醸成することが肝要です。

## 2 就学準備のための施策の全国展開を

海外にルーツをもつ子どもたちの多くは、小学校に入学する前に就学準備の特別な支援と助走期間を必要とします。日本語学習のためだけでなく、日本の学校そのものに慣れ親しむことも含めて、数か月間の就学準備教室（プレスクールとも呼ばれる）に通う期間を設けている自治体が増えています。すでに学齢期に入ってから日本に移住してきた子どもたちについても、日本の学校に編入

する前に「編入準備教室（プレクラスとも呼ばれる）」で助走期間を持つことの効果が知られています。プレスクールやプレクラス期間に支援を必要としているのは子どもだけではなく、日本の学校文化についてわからないことが多く、不安をかかえている保護者も、この期間に子どもと一緒に授業を受けられるようにしている自治体もあります。

就学前の子どもへの就学準備支援のためには、プレスクールのみではなく、保育所・幼稚園・子ども園における適切な対応も必要です。子どもは、これらの施設で日本語での会話力を自然に習得していきますが、母語の習得を励ますと同時に、日本語の学習言語を意識して日本語での絵本の読み聞かせを行うことなどが必要です。同時に、これらの施設に入っていない不就園の子どもたちへの対応も欠かせません。就学後の子どもの編入準備に関しては、学校や学童クラブなどとの緊密な連携が必要です。

海外にルーツをもつ子どもの就学準備支援として重要なことは、①成功事例の施策を全国に広げ、自治体間での格差を生じさせないこと。そのためには多文化・多言語子育て支援、プレスクール・プレクラス設置のためのガイドラインを作成し、各自治体が人材を確保・育成するように促すこと。②母子保健・保育・幼児教育分野など初期の子ども時代に関わる国の関係諸機関（厚生労働省子ども家庭局、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、内閣府子ども子育て本部、国立教育政策研究所幼児教育研究センターなど）および日本語教育関係者・母語バイリンガル教育関係者との間で相互の連携を深めることです。

## 3 外国籍の子どもの就学の促進と 「教育への権利」の保障を

2019年、文部科学省はこれまでに前例のない「外国人の子供の就学状況等調査」を実施し、その結果を9月27日に発表しました。それによると、住民基本台帳上で日本に在住しているはずの小中学校年齢の外国籍の子どもおよそ12万4千人のうち、公立・私立の小中学校などの義務教育諸学校に在籍していることが確認されたのは8割に満たず、それ以外は、およそ4%が民族学校やインターナショナルスクールなどの外国学校に通っている他は、まったく就学していないか、就学の状況が確認できない状況にあることがわかりました。「およそ6人に1人が義務教育年齢で就学していない可能性」というのは異常な事態であり、急いで対策を講じる必要があります。国はこれまで外国籍の子どもを義務教育の対象外としてきましたが、日本語教育推進法の趣旨に照らしても、公立・私立の学校（一条校）や外国学校への就学を促進し、日本語学習の機会を確保することはもちろん、そもそもの「教育への権利」を保障することが急務です。

外国と日本の間を往還してきた子どもの中には、学年と実際

の年齢の間に差が生まれていることが多々あります。学齢超過などを理由に義務教育が修了できないことが起きないように、公立の小・中学校などでは子どもの最大の利益を優先した柔軟な受け入れをしなければいけません。

## 4 日本語指導を必要とするすべての子どもへの日本語学習の機会の保障を

文部科学省は、これまでも「日本語指導が必要な児童生徒」の数を隔年で発表しており、2018年5月現在、公立の小中学校および高校に在籍する93,133人の外国籍児童生徒のうちおよそ43% (40,485人) が日本語指導を必要としていると発表しました。しかし、何らかの特別な指導を受けられているのは、そのうちの8割ほどでしかないのが現状です。日本語教育推進法の制定を機に、国と自治体の責務として、日本語指導を必要とする子どもすべてに日本語学習の機会が保障されるようにしなければいけません。

そのためには、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(2017年改正)」に基づいた「日本語指導に必要な教員定数(18人に1人)」を国が確実に実現することはもちろん、自治体は、必要に応じてさらなる教員を正規に雇用する必要があります。

また、日本語指導の質を劇的に改善する必要もあります。これまでは、子どもの日本語教育について特に専門性のない教員が指導にあたってきたのが実情です。このあり方を抜本的に改めるためには、教科としての「年少者日本語教育」を新設し、教員養成課程にも「年少者日本語教育」や「多文化共生教育」専修を設置することが重要です。教員養成課程および初任者研修や現職教員研修などでは「多文化共生教育」を必修として、複数の文化・言語背景をもつ子どもたちへの教員たちの理解、指導力や対応力を向上させることも重要です。

## 5 子どもの生活歴や言語環境に応じた対応を

海外にルーツをもつ学齢期の子どもは、就学前の生活の場によって大きく二つのタイプに分かれます。A 日本で生まれた、あるいは就学前の乳幼児期に来日した子どもと、B 就学前は海外で育ち、学齢期になってから来日した子どもです。前者は、さらにA-1 母語を中心に乳幼児期を過ごした子どもと、A-2 母語が伸び悩み、日本語の方がすでに優勢になっている子どもに分かれます。

### A-1. 日本生まれ・乳幼児期に来日し、

母語を第一言語として育った子どもへの支援

これらの子どもは、小学校に入ってから日本語をおぼえることになるので、日常会話が容易になるまでにはほぼ2年、学習言語が身につくまでには少なくとも4年、母語の基礎が弱い場合は7年から10年がかかると言われています。母語でしっ

かりした言語能力を築いていれば、小学校高学年から学習の力が伸び始め、かつバイリンガルとして成長することがしばしばです(注1)。この学習の下支えとなる母語の力を継続して伸ばすことは極めて重要であり、学校と地域と家庭が一体となって支援体制を構築することも重要です。学校現場においては、母語支援者を活用している自治体も増えていますが、その待遇を改善し、さらなる人材を確保・養成し、研修などを通じて日本語指導やカウンセリング能力を高めることが必要です。

### A-2. 日本生まれ・乳幼児期に来日し、母語よりも

日本語の方が優勢になっている子どもへの支援

小学校や中学校の教育現場では、日本で生まれた子どもや乳幼児期に来日し、日本語の方がすでに優勢になっている子どもの学力遅滞が問題となっています。これらの子どもは、一見生活に困らない日本語の対話力があるので特に低学年では見過ごされがちですが、実は語彙が不足し、言語能力そのものにおいてキャッチアップが必要であることが多々あります。両言語が低迷し、概念がはっきり把握できていないことがあり、しっかりとスキュアフォールディング(足場組み)をして日本語を通して学力を高めてあげなければいけません。一見、特別支援が必要な子どもと共通する症状を呈することもあり、学校ではしばしばそういう状況にある子どもを特別支援級に入れることがあります。しかし、スキュアフォールディングの教育方法が知られていないと、単なる「隔離教室」になってしまいがちです。このような子どものための年少者日本語教育の方法を確立し、それによく通じた専門家を養成することが重要です。

### B. 学齢(小中学校)期になってから

来日した子どもへの学校教育における支援

これらの子どもは、本人ではなく親の意思によって日本に移住することになった場合がほとんどです。小学校低学年の子どもはすぐに新しい環境に慣れていきますが、小学校高学年、中学生で来日した子どもは、日本語の学習に気持ちを向けられるようになるまでに時間がかかる、なかなか学校生活になじめない、将来へのビジョンがもてないなどの問題を抱えることがあり、不登校や中学校・高校段階での中途退学などにいたるケースも多く報告されています。教科統合型の日本語学習の支援はもちろん、母語によるサポートや子どもの気持ちに寄り添った心理サポートが必要です。特に中学生以降の子どもには、日本語学習や教科の学習で母語による支援があれば理想的です。自分のルーツに対する誇りやアイデンティティを失わないように支援することで、自己肯定感を高め、学習に前向きに取り組む姿勢にもつながることが知られています。



## 6 高校入試の際の特別な配慮や特別入学枠の設定と進学後の包括的な支援を

日本ではほぼすべての子どもが高校に進学する中で、海外にルーツをもつ子どもたちの高校進学率は6割とも、5割以下とも言われます。様々な年齢で海外から来日した子どもばかりでなく、日本生まれの子どもにとっても高校進学の壁が人生の大きな障壁となっています。そのことが、格差や差別の温床ともなり、社会の不安定化にもつながりかねません。学習言語としての日本語をマスターするには少なくとも5年、母語の基礎が弱い場合は7~10年かかると言われ、日本語による学力試験を課される高校入試では大きなハンディを負うこともあります。一方で、高校入試の際の特別な配慮や、特別入学枠の設定、高校進学後の包括的な支援などの先進的な施策に取り組む自治体もあり、自治体間の格差が顕著になっています。この法律の主旨のもと、子どもの居住地によって不利益を被る子どもがないよう、全国的に統一された高校入試の基準を設けるなどして、自治体間の格差を縮めるための国の施策が必要です。

## 7 外国学校やその他の当事者による教育活動への支援を

以上の1~6の提言は、日本の学校に通う子どもたちについての提言ですが、忘れてならないのは、外国籍の子ども4%（およそ5,000人）が民族学校やインターナショナルスクールなど、「外国学校（注2）」と呼ばれる非正規の学校に通っていることです。外国学校は私学助成など政府の支援を受けることができず資金に乏しいことが多く、特に日本語教育と日本の社会や歴史、地理などについての教育が十分にできないことがあります。そのような環境にある子どもたちこそ、「日本語教育の推進」を本当に必要とする子どもたちだと言って間違いありません。日本語教育推進法の主旨に照らし、外国学校の行う、少なくとも日本語教育および日本での生活に必要な教養を身につけるための教育については、人的にも資金的にも、カリキュラム編成や教材作成においても、国と自治体が連携して支援にあたらなければいけません。

また、外国学校に通う子どもに対して、その健康と安全を守る施策が国からも自治体からもなされていないことは子どもの命にかかわる重大な問題です。すべての子どもの教育への権利を保障する観点からも、国および自治体がガイドラインなどを設けて支援にあたる必要があります。

外国籍の子どもが不就学をなくすという観点からも、国や自治体が外国学校との連携を深めることは重要です。これまでのように外国学校を選択すると日本の学校の学籍を失う仕組みでは、一般の小中学校と外国学校の間を行き来する子どもが不就学になってしまっても把握できないのが

現状です。外国籍の子どもが不就学をなくすためには、外国学校を「義務教育相当の普通教育を行う教育機関」として位置付ける必要があります。海外にルーツをもつ子どもたちにとって、日本語と母語・継承語のどちらもが大切な言葉です。そのどちらが欠けても社会統合や後々の経済的自立の障害になることがあります。そのような子どもたちの特別なニーズに応えるものとして外国学校の役割を認知し、支援していく必要があります。

一般の小中学校でのいじめ体験をきっかけに外国学校を選ぶ子どもも多く、外国学校が事実上のセーフティネットとなって不登校や不就学を減らしている面があります。外国学校が子どもへの心理サポートができるように支援することも重要です。不就学となりがちな子どもの教育に経験豊かな外国学校も多く、かつてリーマンショック時に不就学となってしまった子どもたちの就学促進のために「虹の架け橋事業」を通じて協力したものもありました。国や自治体は、外国学校のそのような経験・知見を活かし連携していくことが重要です。

外国人家庭が「外国学校」を選ぶのは、同じ文化と言語を共有するコミュニティがないと母語や母国の文化を子どもに伝えることが困難だからでもあります。親と子が共通の言語をもち、母国の文化につながるアイデンティティを共有することは、子どもの成長にとって大きな意味を持ちますが、それを家庭だけで成しとげるのはたいへん困難なことです。「外国学校」以外でも、共通のルーツを持つ人たちが自助的努力によって母語を中心とした教育活動を行うことは大切であり、そのようなグループの形成を支援することも、ひいては外国籍市民が日本社会に定着するために重要な施策です。

## 8 全国の自治体にタスクフォース・連絡協議会を

以上、1~7までの提言を具現化するためには、海外にルーツをもつ子どもたちに係わる関係者が、セクターを超えて力を合わせる必要があります。呼び名はいろいろありますが、そのようなタスクフォースや連絡協議会を立ち上げている自治体は多く、その実践が全国すべての自治体に広げることが必要です。

## 9 海外の日本につながる子どもたちへの支援を

もう一つ忘れてならないのが、海外で暮らす日本につながる子どもたちへの支援であり、特にこの提言で取り上げるのは、戦後の日本を出自として海外に移住した日本人（外国人と結婚した人も含む）の子どもたちへの母語教育・継承語教育に関するものです（注3）。海外にルーツ

を持って日本に暮らす子どもたちも、日本にルーツを持って海外で暮らす子どもたちも、多言語環境で言語形成期を送るという意味では共通するものであり、この両者は一体として捉えられるべきです。

在外における母語の継承にあたって鍵となるのは、日本で育った親世代(移住者1世)と、現地で育つその子世代(1.5世、2世)の間の継承です。母語を親から子に伝承する教育は、家庭で使われる言葉を基盤として、高いリテラシーの獲得をめざす継承日本語学校に継承されることが望まれるのであり、そのような教育を通してこそ、在外の子どもたちは高度な現地語と日本語の力をともに備えた、本物のグローバル人材に育つことができます。つまり「継承語としての日本語教育」とは、多言語環境で育つ子どもの言葉と心の発達に配慮する言語教育であり、その意味で、単一言語・単一文化を基本とする「国語教育」とも、「外国語としての日本語教育」とも異なるものです。

こうした中で現状を見ると、子どもたちの継承日本語教育をめぐる環境は決して良いとは言えません。多くの現地定住家庭の子どもは、駐在員の子女を主な対象に国語の補習を行う週末の補習校に通学しています。しかし、定住家庭や国際結婚家庭の子どもが多く参加する継承語コースや国際学級は政府支援の対象から外されています。その背景には、こうした学校に通学する子どもたちを、国籍や帰国・永住予定の有無によって線引きをしがちな政府の方針があります。この線引きは撤廃されなければなりません。

こうした補習校がない地域では、多くの定住家庭の子どもたちが、現地の親や教師の自助努力で運営される幼児教室や週末の小規模な日本語学校で学習しています。しかし、このようなグラスルーツの教育機関は日本政府にその存在すら知られることなく放置されており、指導にあたる教師の養成や教室の確保から、カリキュラム編成、教材作成までの一切が、現地の心ある人々や、地域の日本人コミュニティの熱意に任されています。

こうした現状から脱却するためには、海外で暮らす日本につながる子どもたちを対象とした「継承語としての日本語教育」を国の支援の枠組みに加え、草の根の継承日

本語学校の存在を認知し、そのニーズを把握することが必要です(注4)。また、その政府支援の方法については、現地語による学校教育を受けつつも、家庭では継承日本語に触れるという多言語環境で育つ子どもの言葉と心の発達に十分に留意した支援が必要です。日本からの教員派遣にあたっては、現地の多言語環境の子どもの状況について十分な就任前研修が必要です。

諸外国においては、移住者の持ち込む言語文化を国全体の財産と捉え、公教育に組み込んでいる国が少なくありません。日本にルーツを持って海外に在住する成人・子どもは多文化、多言語環境の生活を経験し、現地の言語教育政策に組み込まれて育つ子どもも多くいます。こうした海外在住者の持つ経験・知見は、国内に在住する海外にルーツをもつ子どもの政策支援にも活用されるべきです。

上記のすべてを踏まえ、日本政府には、世界各地の多様な現場の状況に十分に配慮し、現地と連携し、現地の経験・知見から学ぶ継承日本語教育への支援を望むものです。

## 10 施策の成果の継続評価と定期的な見直しを

以上の提言を「日本語教育の推進に関する国の基本方針」に反映させるとともに、それらの提言がいかにより具体的な施策として実行に移され、どのような成果をあげているのかを常に評価し、定期的に見直していく仕組みを構築していただけることを強く望みます。

以上

注1：子どもの性格などによって個人差はあるが、一般的に言って年齢相応の母語の力がある子どもは、日本語を使う学校に入学・編入したときに学校に慣れるのも早く、教科の授業ですでに母語を通して概念を理解していることが多いため、新しい用語などを覚えれば学習に追いつくのも早い。もし母語で文字の読み書きまでできていれば、文字の役割をすでに知っているため、日本語のひらがな・カタカナ・漢字の習得にもプラスになる。

注2：かつて「朝鮮人学校」とされたものも「朝鮮学校」と呼ばれるようになり、「ブラジル人学校」も当事者は「ブラジル学校」と呼んでいることから、この提言書では「外国人学校」についても「外国学校」と表記する。

注3：政府主導による海外移住で形成された日系コミュニティに向けて行われてきた継承語・継承文化への支援とは異なる。

注4：従来の政策では、帰国予定者の子どもの支援は文科省の所轄、外国語としての日本語教育は外務省(国際交流基金)の所轄であり、継承日本語教育はそのほごまにあつて、支援の網から漏れているのが実情である。



## ～「子ども」の視点から考える～

### 「日本語教育の推進に関する国の基本方針」への10の提言

これらの10の提言は以下の要領で開催された国際フォーラム（参加者196名）の中で話し合わせ、参加者一同によって採択されたものです。

名称	日本語教育推進法に関する国際フォーラム in かながわ
開催日時	2019年12月21日
会場	JICA 横浜センター
プログラム	日本語教育推進法の概要説明（小貫大輔 / 東海大学） 講演：多文化環境で育つ子どもの言語発達—日本に資する支援のあり方とは？（中島和子 / トロント大学） 報告：愛知県における乳幼児期の外国人親子のサポートについて（松本一子 / 愛知淑徳大学） 分科会別討論：日本語教育推進法を子どもの視点から考える 提言の取りまとめ
主催	日本語教育推進法に関する国際フォーラム実行委員会
共催	東海大学地域連携センター / CRI- チルドレンズ・リソース・インターナショナル / はだの子ども支援プロジェクト ゆう
後援	バイリンガル・マルチリンガル（BM）子どもネット / 独立行政法人国際協力機構横浜センター / 公益財団法人海外日系人協会 / 公益財団法人かながわ国際交流財団 / 神奈川県教育委員会 / 秦野市 / 平塚市 / 伊勢原市 / 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 / 公益財団法人横浜 YMCA
協力	認定 NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわ

#### 各分科会代表

分科会 A 「小さな子ども」	分科会 C 「外国学校」
宮崎幸江（上智大学短期大学部教授）	小貫大輔（東海大学教授）
鈴木庸子（国際基督教大学教育研究所研究員）	裊安（外国人学校ネットワークかながわ共同代表）
分科会 B 「学校」	分科会 D 「海外」
高橋清樹（多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長）	中島和子（トロント大学名誉教授）
ピッチフォード理絵（YSCグローバル・スクール多文化コーディネーター）	カルダー淑子（母語継承語バイリンガル教育学会 海外継承日本語部会代表）
川原翼（秦野市立渋沢小学校教諭）	

#### 実行委員会メンバー

小貫大輔	（東海大学教授）
川原翼	（秦野市立渋沢小学校教諭 / CRI- チルドレンズ・リソース・インターナショナル 代表）
鈴木庸子	（国際基督教大学教育研究所研究員）
高橋清樹	（多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長）
田口香奈恵	（東海大学准教授）
星久美子	（かながわ国際交流財団職員 / CRI- チルドレンズ・リソース・インターナショナル 事務局代表）
宮崎幸江	（上智大学教授）

#### 実行委員会連絡先

「彩とりどりの子どもたち」プロジェクト

電話： 0463-58-1211（東海大学教養学部国際学科 小貫大輔）

Email： info@cribrasil.org（CRI- チルドレンズ・リソース・インターナショナル）

\*関連資料のダウンロードは以下のホームページより

バイリンガル・マルチリンガル（BM）子どもネット

<https://sites.google.com/view/bmcn/home>

～「子ども」の視点から考える～

# 「日本語教育の推進に関する国の基本方針」への 10の提言(要約)

## 【前書き】

日本語教育推進法は、多文化共生への法制整備の第一歩とも言え、グローバル人材の育成にもつながる重要な法律。他方、子どもと大人を同時に扱っていることから、その運用を誤ると、言語形成期にある子どもの認知力と心身の発達に予期せぬ悪影響を与えかねない懸念もある。特に忘れてならないのが、「母語」が果たす役割の重要性である。上を踏まえて以下の10の提言をする。

## 1 乳幼児期の母語の重要性啓発と 多文化・多言語子育てへの支援を

- 保護者が自信をもって子育てできる言語（母語）を家庭で使うことの重要性を啓発する。母子保健、医療、幼児教育、生活支援の関係者や地域社会が複数言語環境での子育てについて正しい知識と態度を持ち、多文化・多言語子育てへの支援を。
- 外国人家庭に子どもの言語発達についての冊子を配布。母子健康手帳で母語の重要性について説明し、発話の日安となるキーワードを言語別に例示する。保育所・幼稚園・子ども園などに母語の絵本を揃え、母語での読み聞かせを。

## 2 就学準備のための施策の全国展開を

- 就学準備の助走期間に、日本語学習と学校に慣れ親しむための「就学準備教室（プレスクール）」を開設する。学齢期に入ってから編入する子どもたちには「編入準備教室（プレクラス）」を。保護者が一緒に授業を受けられるようにすることも効果的。
- 保育所・幼稚園・子ども園では、日本語の学習を意識して日本語での絵本の読み聞かせを。不就園児への対応も。
- 多文化・多言語子育て支援、プレスクール・プレクラス設置のためのガイドラインを作成し、自治体が人材を確保・育成するように促す。国の関係諸機関（厚生労働省子ども家庭局、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、内閣府子ども子育て本部、国立教育政策研究所幼児教育研究センターなど）、日本語・母語バイリンガル教育関係者が相互に連携を。

## 3 外国籍の子どもの就学の促進と 「教育への権利」の保障を

- 外国籍の子どもの「およそ6人に1人が義務教育年齢で就学していない可能性」という事態への対策が急務。公立・私立の学校（一条校）や外国学校への就学を促進し、日本語学習の機会の確保と、「教育への権利」の保障を。学年と年齢の間に差がある場合も、学齢超過などを理由に義務教育を修了できないことがないよう柔軟な受け入れを。

## 4 日本語指導を必要とするすべての 子どもへの日本語学習の機会の保障を

- 「日本語指導を必要とする児童生徒」すべてに日本語学習の機会の保障を。「日本語指導に必要な教員定数（18人に1人）」を国は確実に実現し、自治体はさらなる教員を正規に雇用する。
- 日本語指導の質を改善する。教科としての「年少者日本語教育」を新設し、教員養成課程に「年少者日本語教育」や「多文化共生教育」専修を設置。教員養成課程・初任者研修・現職教員研修でも「多文化共生教育」を必修とする。

## 5 子どもの生活歴や言語環境に応じた対応を

### A-1. 日本生まれ・乳幼児期に来日し、

#### 母語を第一言語として育った子どもへの支援

- 日本語での日常会話が容易になるまでに1～2年、学習言語が身につくには少なくとも4年、母語の基礎が弱



い場合は7年から10年がかかると言われる。母語の力を継続して伸ばすことが日本語学習の下支えとなる。学校現場では母語支援者の待遇を改善し、さらなる人材を確保・養成する。日本語の指導力やカウンセリング能力を高める研修を。

#### A-2. 日本生まれ・乳幼児期に来日し、母語よりも

##### 日本語の方が優勢になっている子どもへの支援

●日本語も母語も低迷して概念がはっきり把握できていない場合、スキヤフォールディング(足場組み)をして日本語を通して学力を高める必要がある。学校では特別支援級が単なる「隔離教室」にならないよう、年少者日本語教育の方法を確立し、専門家が対応できるようにする。

#### B. 学齢(小中学校)期になってから

##### 来日した子どもへの学校教育における支援

●教科統合型の日本語学習の支援や、母語によるサポートや子どもの気持ちに寄り添った心理サポートが必要。中学生以降の子どもには、日本語学習や教科の学習で母語を通じた支援があれば理想的。自分のルーツに対する誇りやアイデンティティを失わないように支援することで、自己肯定感を高め、学習に前向きに取り組む姿勢が期待できる。

## 6 高校入試の際の特別な配慮や特別入学枠の設定と進学後の包括的な支援を

●高校進学の際の壁が格差や差別の温床ともなり、社会の不安定化にもつながりかねない。高校入試の際の特別な配慮や、特別入学枠の設定、高校進学後の包括的な支援などの施策を全国に広げ、自治体間の格差を縮める必要がある。

## 7 外国学校やその他の当事者による教育活動への支援を

●国と自治体は、外国学校が行う日本語教育や日本での生活に必要な教養を身につけるための教育への支援を。外国学校に通う子どもの健康と安全を守る施策も。  
●外国籍の子どもの不就学をなくすためには、外国学校を「義務教育相当の普通教育を行う教育機関」として位置付けることが必要。海外にルーツをもつ子どもたちには、日

本語と母語・継承語双方の学びが大切。社会統合と経済的自立にもつながる。外国学校の役割を認知して支援を。

●外国学校がセーフティネットとなって、いじめによる不登校・不就学を減らしている面もある。子どもへの心理サポートも重要。外国学校の経験・知見を外国籍児童生徒の不就学対策に活用すべき。

●学校以外でも、共通のルーツを持つ人たちが自発的努力によって行う母語を中心とした教育活動への支援を。

## 8 全国の自治体にタスクフォース・連絡協議会を

●全国の自治体で、セクターを超えて力を合わせるためのタスクフォースや連絡協議会の設置へ。

## 9 海外の日本につながる子どもたちへの支援を

●海外に移住した日本人(外国人と結婚した人も含む)の子どもたちへの母語教育・継承語教育への支援を。「継承語としての日本語教育」は、「国語教育」とも「外国語としての日本語教育」とも異なり、家庭で使われる言葉を基盤として、高いリテラシーの獲得をめざす継承日本語学校に継続されるべきである。

●海外での補習校への日本政府からの支援は、国籍や帰国・永住予定の有無による線引きをやめて、定住家庭や国際結婚家庭の子どもの継承語コースや国際学級も支援の対象に。日本からの教員派遣の際は、現地の多言語環境の子どもの状況について十分な就任前研修を。

●政府支援の補習校がない地域でも草の根の継承日本語学校を認知し、教師養成や教室確保、カリキュラム編成、教材作成などを国として支援する。海外在住者の経験・知見を日本在住の海外にルーツをもつ子どもの支援に活用すべき。

## 10 施策の成果の継続評価と定期的な見直しを

●以上の提言を「日本語教育の推進に関する国の基本方針」に反映させるとともに、それらの提言がいかに関係する施策として実行に移され、どのような成果をあげているのかを常に評価し、定期的に見直していく仕組みを構築する。

## 日本語教育の推進に関する法律（2019年6月28日公布・施行）

〔「子ども」に関連する部分を強調したもの〕

## 目次

第一章 総則（第一条－第九条）

第二章 基本方針等（第十条・第十一条）

第三章 基本的施策

第一節 国内における日本語教育の機会の拡充（第十二条－第十七条）

第二節 海外における日本語教育の機会の拡充（第十八条・第十九条）

第三節 日本語教育の水準の維持向上等（第二十条－第二十三条）

第四節 日本語教育に関する調査研究等（第二十四条・第二十五条）

第五節 地方公共団体の施策（第二十六条）

第四章 日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条）

附則

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この法律は、日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって**多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資する**とともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。

## （定義）

第二条 この法律において「外国人等」とは、日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者をいう。

2 この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

## （基本理念）

第三条 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。

2 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。

3 日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。

4 日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。

5 日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与することとなるよう行われなければならない。

6 日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の

理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。

7 日本語教育の推進は、**我が国に居住する幼児期及び学齢期**（満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。）**にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。**

## （国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## （地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （事業主の責務）

第六条 外国人等を雇用する事業主は、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体を実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習（日本語を習得するための学習をいう。以下同じ。）の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものとする。

## （連携の強化）

第七条 国及び地方公共団体は、国内における日本語教育が適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関（**日本語教育を行う学校**（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）**第一条に規定する学校**、同法第二百二十四条に規定する**専修学校**及び同法第三十四条第一項に規定する**各種学校**をいう。）を含む。以下同じ。）、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の**関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。**

2 国は、海外における日本語教育が持続的かつ適切に行われるよう、



独立行政法人国際交流基金、日本語教育を行う機関、諸外国の行政機関及び教育機関等との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（資料の作成及び公表）

第九条 政府は、日本語教育の状況及び政府が日本語教育の推進に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表しなければならない。

## 第二章 基本方針等

（基本方針）

第十条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項
- 二 日本語教育の推進の内容に関する事項
- 三 その他日本語教育の推進に関する重要事項

3 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び外務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 政府は、日本語教育を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに日本語教育に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

（地方公共団体の基本的な方針）

第十一条 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

## 第三章 基本的施策

第一節 国内における日本語教育の機会の拡充

（外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育）

第十二条 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、これらの指導等の充実を可能とする教員等（教員及び学校において必要な支援を行う者をいう。以下この項において同じ。）の配置に係る制度の整備、教員等の養成及び研修の充実、就学の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等が生活に必要な日本語を習得することの重要性についてのその保護者の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

（外国人留学生等に対する日本語教育）

第十三条 国は、大学及び大学院に在学する外国人留学生等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の留学の在留資格をもって在留する者及び日本の国籍を有する者であって我が国に留学しているものをいう。次項において同じ。）であって日本語を理解し、使用する能力（以下「日本語能力」という。）を必要とする職業に就くこと、我が国において教育研究を行うこと等を希望するものに対して就業、教育研究等に必要な日本語を習得させるための日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人留学生等（大学及び大学院に在学する者を除く。）であって日本語能力を必要とする職業に就くこと又は我が国において進学することを希望するものに対して就業又は進学に必要な日本語を習得させるための日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（外国人等である被用者等に対する日本語教育）

第十四条 国は、事業主がその雇用する外国人等（次項に規定する技能実習生を除く。）に対して、日本語学習の機会を提供するとともに、研修等により専門分野に関する日本語教育の充実を図ることができるよう、必要な支援を行うものとする。

2 国は、事業主等が技能実習生（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもって在留する者をいう。）に対して日本語能力の更なる向上の機会を提供することができるよう、教材の開発その他の日本語学習に関する必要な支援を行うものとする。

3 国は、定住者等（出入国管理及び難民認定法別表第二の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者をいう。）が就労に必要な水準の日本語を習得することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（難民に対する日本語教育）

第十五条 国は、出入国管理及び難民認定法第六十一条の二第一項に規定する難民の認定を受けている外国人及びその家族並びに外国において一時的に庇（ひ）護されていた外国人であって政府の方針により国際的動向を踏まえ我が国に受け入れたものが国内における定住のために必要とされる基礎的な日本語を習得することができるよう、学習の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における日本語教育）

第十六条 国は、地域における日本語教育の機会の拡充を図るため、日本語教室（専ら住民である外国人等に対して日本語教育を実施する事業をいう。以下この条において同じ。）の開始及び運営の支援、日本語教室における日本語教育に従事する者の養成及び使用される教材の開発等の支援、日本語教室を利用することが困難な者の日本語学習に係る環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解と関心の増進）

第十七条 国は、国内における日本語教育が外国人等の日本語能力を向上させるとともに、共生社会の実現に資することを踏まえ、外国人等に対する日本語教育についての国民の理解と関心を深めるよう、日本語教育に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 第二節 海外における日本語教育の機会の拡充

（海外における外国人等に対する日本語教育）

第十八条 国は、海外における日本語教育が外国人等の我が国に対する理解と関心の増進、我が国の企業への就職の円滑化等に寄与するものであることに鑑み、各国における日本語教育の状況に応じて、持続的かつ適切に日本語教育が行われるよう、現地における日本語教育に関する体制及び基盤の整備の支援、海外における日本語教育に従事する者の養成並びに使用される教材（インターネットを通じて提供することができるものを含む。）の開発及び提供並びにその支援、海外において日本語教育を行う教育機関の活動及び日本語を学習する者の支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、外国人等であって我が国への留学を希望するものが我が国の大学等で教育を受けるために必要な水準の日本語を習得することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育）

第十九条 国は、海外に在留する邦人の子、海外に移住した邦人の子孫等に対する日本語教育の充実を図るため、これらの者に対する日本語教育を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 第三節 日本語教育の水準の維持向上等

（日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上）

第二十条 国は、日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上を図るため、日本語教育を行う機関によるその日本語教育に従事する者に対する研修の機会の確保の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等）

第二十一条 国は、日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上並びに処遇の改善が図られるよう、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、国内における日本語教師（日本語教育に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者をいう。以下この条において同じ。）の資格に関する仕組みの整備、日本語教師の養成に必要な高度かつ専門的な知識及び技能を有する者の養成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、海外における日本語教育の水準の維持向上を図るため、外国人である日本語教師の海外における養成を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（教育課程の編成に係る指針の策定等）

第二十二条 国は、日本語教育を受ける者の日本語能力に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、教育課程の編成に係る指針の策定、指導方法及び教材の開発及び普及並びにその支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語能力の評価）

第二十三条 国は、日本語教育を受ける者の日本語能力を適切に評価することができるよう、日本語能力の評価方法の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 第四節 日本語教育に関する調査研究等

（日本語教育に関する調査研究等）

第二十四条 国は、日本語教育の推進に関する施策を適正に策定し、

及び実施するため、日本語教育の実態（海外におけるものを含む。）、効果的な日本語教育の方法、試験その他の日本語能力の適切な評価方法等について、調査研究、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育に関する情報の提供等）

第二十五条 国は、外国人等が日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、外国人等のために日本語教育に関する情報を集約し、当該集約した情報についてインターネットを通じて閲覧することを可能とするための措置、相談体制の整備に関する助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 第五節 地方公共団体の施策

第二十六条 地方公共団体は、この章（第二節を除く。）に定める国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

## 第四章 日本語教育推進会議等

（日本語教育推進会議）

第二十七条 政府は、文部科学省、外務省その他の関係行政機関（次項において「関係行政機関」という。）相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者によって構成する日本語教育推進関係者会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

（地方公共団体に置く日本語教育の推進に関する審議会等）

第二十八条 地方公共団体に、第十一条に規定する基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 国は、次に掲げる事項その他日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの（以下この条において「日本語教育機関」という。）に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲

二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方

三 日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上のための評価制度等の在り方

四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

（外務・文部科学・内閣総理大臣署名）



## 外国人集住都市会議うえだ2019 「うえだ宣言」

## 「うえだ宣言」太字部分の要旨

- ・外国人の子どもが未来を切り拓くためには、日本語教育環境の強化が重要
- ・子どもへの教育を地方自治体と国が責務を負い、教育機関・保護者と力を合わせて取りくまねばならぬ
- ・世界人権宣言でも、すべての子どもが義務としての初等教育を無償で、としている
- ・国籍や年齢によらず、すべての子どもに教育への権利を保障することは私たちの義務
- ・日本語や母語に対する学習への支援があってはじめて教育への権利が公平に保障される
- ・日本語教育指導者には、年少者と成人への指導で異なった資質や能力が必要
- ・国は、日本語教育指導者の養成に力を入れ、その就労環境や給与の向上に仕組み創りを

外国人集住都市会議は、外国人との共生社会を実現するために地域で顕在化する諸課題の解決策等、さまざまな取組を推進するとともに、法律や制度の整備に関わる課題については、国の各省庁等に提言を行ってきた。

現在、我が国に在留する外国人は280万人を超えて過去最高を数え、近年ではアジア諸国からの入国が増加するとともに定住化が進行している。本年は、国が深刻な人手不足対策に対応するため、新たな在留資格として「特定技能」を4月から認めるなど、即戦力となる外国人材の受入れに大きく舵をきる節目の年となった。政府は受入れにあたり、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するための「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定し、政府が一丸となって当施策を強力に推進していくとした。

これら対応策の一つに「日本語教育の充実」が謳われている。この様な中、本年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が施行された。日本社会において、外国人の子どもたちが自らの未来を切り拓いていくためには、日本語教育環境の強化を行うことが重要であることは紛れもない事実である。子どもたちへの教育を地方自治体と国が共同で責務を負い、教育機関及び保護者と力を合わせて取り組まなければならない。世界人権宣言でも、すべての子どもが義務としての初等教育を無償で受けられなければならないとしている。国籍や年齢によらず、すべての子どもに教育への権利を保障することは私たちの義務である。また、外国人の多くの子どもにとっては、日本語や母語に対する学習への支援があってはじめて教育

への権利が公平に保障されることも忘れてはならない。日本語学習への支援と母語へ配慮する重要性については、先の法律に明記された通りである。

また、日本語教育にあたる指導者には、言語形成期にある年少者への指導と成人への指導とはまったく異なった資質や能力が必要とされる。国は、そのことを踏まえた上で日本語教育指導者の養成に力を入れるとともに、彼らの安定的な生活が営めるよう就労環境や給与の向上につながるような仕組みを創る必要がある。

この法律を足場として共生社会への歩みを進めるため、地方自治体が日本語教育や就労等の環境を強化できるよう、国による制度設計や支援を要望する。

国が多文化共生施策全般の推進についてその責任を果たすためには、省庁間はもとより、地方自治体、事業者、教育機関、その他関係機関と連携し、地域でこれまでに培ってきた豊かな手法を取り入れながら、地方自治体で必要とするあらゆる世代に向けた多文化共生施策の展開が必要である。

外国人集住都市会議は、多文化共生施策の充実に向けて、国籍や年齢などにとらわれず、一人ひとりがかもつ個性と能力を活かしながら自らの生活を築いていくことができる社会の構築を目指して、取組の一つひとつ着実に進めていく。

2019年12月26日

外国人集住都市会議

「外国人集住都市会議」は2001年に設立され、現在は太田市、大泉町（以上、群馬県）、浜松市（静岡県）、上田市、飯田市（以上、長野県）、豊橋市、豊田市、小牧市（以上、愛知県）、津市、四日市、鈴鹿市、亀山市（以上、三重県）、総社市（岡山県）の13市町が加盟。2019年度の会議は上田市で開催され、6市の市長・副市長や出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、総務省、経済産業省などから国の担当者が出席、市民団体のメンバーら約380人が参加した。コーディネーターは愛知淑徳大学准教授の小島祥美氏。トロント大学名誉教授の中島和子氏が「多言語環境で育つ子どもの家庭言語の重要性・海外の実践を踏まえて」と題して基調講演した。



メディアでの紹介

## 東海大学地域連携誌『ちえん』(湘南版) Vol.10 より抜粋



# 大学と地域が手を取り合い 「外国につながる子ども」たちを育てよう

第10回 “ちえん”をつくる人々  
2019年度東海大学連合後援会研究助成金  
地域連携部門

「秦野市と東海大学の連携による多文化共生  
推進プロジェクト」

ブラジル、ペルー、ベトナム——神奈川県秦野市には現在、約 70 カ国、3000 名以上の外国人が暮らしている。今年4月に改正入管法が施行され、さらなる人口増加が予想される中、外国籍の子どもへの教育支援の充実が急がれる。教養学部国際学科の小貫大輔教授が研究代表を務める「秦野市と東海大学の連携による多文化共生推進プロジェクト」(2019年度東海大学連合後援会研究助成金地域連携部門採択課題)では、秦野市を拠点に外国籍の子どもたちをサポートする取り組みを展開している。プロジェクトに携わる3名の思いを聞いた。

## 今が変革のとき 日本中にサポートの輪を広げる



ワークショップでは年齢や立場が異なる人たちが意見交換

私は1988年から2005年まで、独立行政法人国際協力機構(JICA)などに所属しながら、ブラジルをはじめ南米の国々で社会貢献活動に従事していました。東海大学には06年に着任し、09年から5年間、東海大による在日ブラジル人教育者の養成講座を開き200名以上が卒業していきました。以降は学生とともに、外国籍の子どもの支援を行う「はだの子ども支援プロジェクト『ゆう』」や、私が運営委員を務める在日ブラジル人を支援するNGO団体「CRI-チルドレンズ・リソース・インターナショナル」と連携した活動も実施しています。

また、東海大では教養学部国際学科以外でも、健康学部の妻鹿ふみ子教授が社会福祉、国際教育センターの田口香奈恵准教授が日本語教育と、

専門分野を生かして在日外国人の支援活動を行っています。「秦野市と東海大学の連携による多文化共生推進プロジェクト」は、こうした支援活動を大学と地域、自治体でコンソーシアム化してはどうかという提案です。その前身として立ち上げた「彩とりどりのはだの」はすでに2回、秦野市在住の外国人や市内の小学校の教員を招いて、多文化共生について意見を交わす勉強会を開いてきました。

8月には、さらに市民が意見交換できる機会を設けようと、「未来の日本を担う『外国につながる』子どもたちのために」と題した講演会とワークショップを開きました。講演は岐阜県可児市で外国籍の子どもの支援に尽力された愛知淑徳大学交流文化学部准教授の小島祥美さんをお願いしたのですが、そのパワフルだったこと(笑)!「自分も動かなくては」と感化された人がたくさんいたようです。ワークショップでは年齢や立場の異なる人たちが意見を出し合い、プロジェクトとしていいスタートを切れたと感じました。その後月に1回、秦野市立沢沢小学校で「外国籍の保護者のための小学校の授業」という催しを開いて算数・国語の授業を体験してもらったり、学校とのやり取りで困っていることを聞いて回ったりしています。

今年に入管法が改正されて、日本が外国人を呼ぶと宣言し、多文化共生社会に一步踏み出し

ました。その流れの中で日本語教育推進法ができ、政府や自治体が外国人の支援や教育をすると言ったんです。ただ、具体的に動いていくには、在日外国人の声と、これまで支援活動をしてきた人たちの経験を伝える必要があります。大学は、政府や自治体に彼らの声をスムーズに届けるサポートをしていく立場。「今は変革のときなんだ」と、多くの人に気づいてもらいたいですね。



教養学部国際学科 小貫大輔教授



## 多文化共生の種をまき 外国籍の子どもたちの居場所をつくる



自由研究用の実験も行ったTICCの「夏休み宿題サポートプロジェクト」(2018年)

「はだの子ども支援プロジェクト『ゆう』」では、東海大学チャレンジセンター「Tokai International Communication Club(TICC)」と一緒に、6年前から秦野市に住む外国籍の子どもたちを対象とした学習支援教室「にこティー教室」を実施しています。それ以前も市内で同じような活動はしていたのですが、同じ場所を年間借りることが難しく、市内を転々としていた時期もありました。にこティー教室を開いている秦野市立南公民館は、昔私がコーディネーターを務めていた上智大学短期大学部の学習支援ボランティアで使用していた

場所で、活動終了と入れ違いでTICCが借りるようになったんです。同じ場所でできると子どもも来やすいですし、保護者も安心しますよね。先生役の学生と仲良くなると、子どもたちが「ここは自分の居場所」と感じてくれるようで、少しずつ人数が増えています。

昨年6月、にこティー教室にずっと通っているブラジル人姉妹のお父さんから秦野キリスト教会の牧師さんから、教会に通うブラジル人の方々が、子どもの教育や生活の支援が足りず困っているという話を聞きました。また、そのお父さんは「自分は日本とブラジル両方の言語を話せるから、小学校でボランティアをさせてほしい」と市に申し出たそうですが、「市には専属の通訳の方がいる」と断られたというんです。それはちょっとおかしいんじゃないか、どうにかできないのか……と思い、ブラジルのことがわかる人を探して、小貫先生にたどり着きました。

また、秦野市以外でも学習支援活動に携わる中で、伊勢原市で妻鹿先生と出会い、TICCの活動で田口先生とご一緒したことを機に中井町での支援活動も始まり、市内の小学校でCFIに参加している渋沢小学校の川原眞先生にお会いして……近隣地域が同じテーマでそれぞれ動いているのならみんなで協力しようと、「秦野市と東海大学の連携による多文化共生推進プロジェクト」の話が持ち

上がりました。私のような一市民が何かをやろうとすると、「どこの馬の骨」になってしまうところですが、大学と連携することでできることが広がっていきます。8月の講演会も、アンケートを見返すと参加者の皆さんはとても満足してくれたようで、多文化共生を意識づける種まきができたような気持ち。一人ひとりが「動かないといけない」と、自分事に捉えるきっかけになったと感じています。



はだの子ども支援プロジェクト「ゆう」 三田村晴美さん

## 小貫先生との再会が生命線 教育の現場と外部の支援をつなぐ



秦野市立渋沢小学校教諭 川原眞さん

私が生まれたのはブラジルのサンパウロ、曾祖父が日系移民だったんです。1歳のときに兵庫県神戸市へ引っ越しましたが、今でも親戚がブラジルに住んでいます。大学2年生の夏休みに、自分のルーツを探そうとブラジルへ行きました。事務所を見学させてもらえたらと思ってJICAに連絡し、紹介されたのが小貫先生で、「見学だけなんて言わず、プロジェクトに参加しなよ」と声をかけてもらったんです。3年時に休学してブラジルに渡り、きちんとした教育を受けることによって成長していくスラム街の子どもたちを目の当たりにして、教員を志しました。

ブラジル人が多く住んでいる地域で教えたいと思い、採用試験に合格した神奈川県の秦野市を希望したら、同じころに小貫先生が東海大に着任していて、偶然再会したんです。そこからCFIに入って日ブラジル人の支援活動をしてきたので、小貫先生は本当に大きな存在ですし、再会したことが今の自分につながる生命線だったと感じています。また、以前勤務先に東海大の留学生が異文化交流で来てくれたとき、田口先生と三田村さんにお会いしてネットワークが広がっていきました。

「彩とりどりのはだの」で勉強会をやったよかったと感じたのは、今まで一人ひとりの教員が感じていた悩みや要望を共有できたことです。学校にはたくさんの子もがいますので、職員室で外国籍の子どもについて話し合う機会はほとんどなく、教員同士が



算数の授業の様子



渋沢小学校で行われた外国籍の保護者のための授業風景

「私もそう思った！」と語り合う場所をつくれたのは大きい。校長先生や教頭先生など管理職の方も参加されていたので、今後外国籍の子どもが入学してきたら、勉強会で学んだことを踏まえてみんなで協力しようという雰囲気ができると思うんです。

教員からよく聞く、「外国籍の子ども以上に、手をかける必要がある日本人の子もがいる」という意見には私も共感しますし、正直通常の業務で手いっぱい……。だからこそ、大学や支援団体と協力したいです。私はプロジェクトの中で唯一の小学校教員なので、双方をつなぐことが役目だと思っています。少しずつこの活動が広がり、いつか全国の小学校で外国籍の子どもに対する支援が充実することを願っています。